

第 3 回

熊本県議会

# 経済環境常任委員会会議記録

令和2年6月18日

開 会 中

場所 全 員 協 議 会 室

第3回 熊本県議会 経済環境常任委員会会議記録

令和2年6月18日(木曜日)

午前9時58分開議  
午前10時46分休憩  
午前10時53分開議  
午後0時16分休憩  
午後1時12分開議  
午後1時36分閉会

本日の会議に付した事件

- 議案第1号 令和2年度熊本県一般会計補正予算(第4号)
- 議案第3号 専決処分の報告及び承認についてのうち
- 議案第4号 専決処分の報告及び承認についてのうち
- 議案第12号 熊本県部落差別の解消の推進に関する条例の制定について
- 議案第22号 令和2年度熊本県一般会計補正予算(第5号)
- 報告第1号 令和元年度熊本県一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてのうち
- 報告第4号 令和元年度熊本県一般会計事故繰越し繰越計算書の報告についてのうち
- 報告第6号 令和元年度熊本県電気事業会計建設改良費繰越額の使用に関する計画の報告について
- 報告第7号 令和元年度熊本県電気事業会計事故繰越額の使用に関する計画の報告について
- 報告第8号 令和元年度熊本県工業用水道事業会計建設改良費繰越額の使用に関する計画の報告について
- 請第14号 「地方消費者行政に対する財政支援(交付金等)の継続・拡充を求める

意見書」の提出を求める請願

請第15号 「地方消費者行政に対する財政支援(交付金等)の継続・拡充を求める意見書」の提出を求める請願

請第16号 「消費者自立のための生活再生総合支援事業」の継続を求める請願

請第17号 コロナ禍を乗り越えるために最低賃金の大幅引き上げと全国一律制度を求める請願

委員会提出議案 地方消費者行政に対する財政支援(交付金等)の継続・拡充を求める意見書(案)

閉会中の継続審査事件(所管事務調査)について

報告事項

- ①水俣病対策の状況について
- ②「水俣湾環境対策基本方針」に基づく水俣湾の環境調査結果及び水俣湾埋地の点検・調査結果(令和元年度)
- ③熊本県におけるシカの推定生息頭数の調査結果について

出席委員(8人)

- 委員長 緒方 勇 二
- 副委員長 末松 直 洋
- 委員 小早川 宗 弘
- 委員 早田 順 一
- 委員 内野 幸 喜
- 委員 前田 憲 秀
- 委員 島田 稔
- 委員 城戸 淳

欠席委員(なし)

議長 池田 和 貴

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

環境生活部

部長 藤本 聡  
 政策審議監 松岡 正之  
 環境局長 小原 雅之  
 県民生活局長 無田 英昭  
 首席審議員  
 兼環境政策課長 波村 多門  
 水俣病保健課長 原田 義隆  
 首席医療審議員 山口 喜久雄  
 水俣病審査課長 坂野 定則  
 環境立県推進課長 財津 和宏  
 環境保全課長 葉山 清春  
 自然保護課長 前田 隆  
 循環社会推進課長 小原 正巳  
 くらしの安全推進課長 田元 雅文  
 消費生活課長 枝國 智子  
 男女参画・協働推進課長 木村 和子  
 人権同和政策課長 緒方 克治

商工観光労働部

部長 藤井 一恵  
 理事  
 （観光経済交流担当） 寺野 慎吾  
 政策審議監  
 兼商工労働局長 三輪 孝之  
 新産業振興局長 小牧 裕明  
 観光経済交流局長 小金丸 健  
 商工政策課長 梅川 日出樹  
 商工振興金融課長 増田 要一  
 首席審議員  
 兼労働雇用創生課長 岡村 郷司  
 産業支援課長 大下 慶  
 エネルギー政策課長 上塚 恭司  
 企業立地課長 工藤 晃  
 観光物産課長 脇 俊也  
 政策監 池田 健三  
 首席審議員兼国際課長 府高 隆  
 政策監兼  
 国際課国際観光推進室長 川寄 典靖  
 企業局  
 局長 藤本 正浩

総務経営課長 永松 浩史  
 工務課長 伊藤 健二

労働委員会事務局

局長 谷口 誠  
 審査調整課長 吉田 桂司

事務局職員出席者

議事課主幹 岡部 康夫  
 政務調査課課長補佐 松本 浩明

午前9時58分開議

○緒方勇二委員長 それでは、ただいまから第3回経済環境常任委員会を開会いたします。

まず、本日の委員会に1名の傍聴の申出がありましたので、これを認めることといたしました。

次に、今回付託された請第14号、請第15号及び請第16号について、提出者から趣旨説明の申出がっておりますので、これを許可したいと思います。

それでは、請第14号、請第15号及び請第16号についての説明者を入室させてください。

（請第14号、請第15号及び請第16号の説明者入室）

○緒方勇二委員長 説明者の方に申し上げます。各委員には請願書の写しを配付しておりますので、説明は簡潔にお願いします。

それでは、請第14号、請第15号及び請第16号について、一括して御説明をお願いします。

（請第14号、請第15号及び請第16号の説明者の趣旨説明）

○緒方勇二委員長 趣旨はよく分かりました。後でよく審査しますので、本日はこれでお引取りください。

（請第14号、請第15号及び請第16号の説明者退室）

○緒方勇二委員長 次に、請第17号について、提出者から趣旨説明の申出がっております。

ますので、これを許可したいと思います。

それでは、請第17号についての説明者を入室させてください。

（請第17号の説明者入室）

○緒方勇二委員長 説明者の方に申し上げます。各委員には請願書の写しを配付しておりますので、説明は簡潔にお願いします。

それでは、請第17号について、御説明をお願いします。

（請第17号の説明者の趣旨説明）

○緒方勇二委員長 趣旨はよく分かりました。後でよく審査しますので、本日はこれでお引取りください。

（請第17号の説明者退室）

○緒方勇二委員長 次に、本日は、執行部全員が出席する初めての委員会でありますので、幹部職員の自己紹介をお願いします、その後、本委員会に付託された議案等を議題とし、これについて審査を行います。新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、県議会でも密閉、密集、密接の3つの密を避ける取組を行っているところでもありますので、環境生活部と残りの商工観光労働部、企業局及び労働委員会の出席を分けて、幹部職員の自己紹介と議案等に関する説明を求めるとしました。

まず、環境生活部から幹部職員の自己紹介と議案等の審査を行い、休憩を挟みまして、商工観光労働部、企業局及び労働委員会事務局の幹部職員の自己紹介と議案等の審査を行います。その後、再度休憩を挟みまして、付託議案等の採決を行います。

それではまず、環境生活部の幹部職員の自己紹介をお願いします。

なお、自己紹介は、課長以上について、自席からお願いします。また、審議員及び課長補佐については、お手元にお配りしております説明資料中の役付職員名簿により紹介に代えたいと思います。

それでは、藤本環境生活部長から順にお願

いします。

（環境生活部長、政策審議監～人権同和政策課長の順に自己紹介）

○緒方勇二委員長 1年間、このメンバーで審議を行いますので、よろしく申し上げます。

次に、付託議案等の審査に入りますが、執行部の説明を求めた後に質疑を受けたいと思います。

なお、執行部の説明は、効率よく進めるために、着座のまま簡潔にお願いします。

それでは、藤本環境生活部長から総括説明を、続いて、担当課長から資料に従い、順次説明をお願いします。

初めに、藤本環境生活部長。

○藤本環境生活部長 おはようございます。環境生活部長でございます。

議案等の説明に入ります前に、まず、新型コロナウイルス感染症に関連した環境生活部における取組状況について御説明申し上げます。

県内で感染例が報告される中、感染者やその家族、職場等の関係者に対する差別的な発言や扱いなど、不適切な事例が確認されております。

人権施策を所管する当部としましては、その未然防止に向け、市町村とも連携し、広報、啓発等に取り組むとともに、常設の県人権センターでの相談に加えまして、感染者などからの専用相談窓口を新たに設置し、関係部局と連携して、そのサポートに当たっております。

また、県消費生活センターでは、マスクの購入や旅行のキャンセルなど、新型コロナウイルスに関連した相談が増加しており、その対応とともに、報道機関への投げ込みや県のホームページを通じて、便乗商法などへの注意喚起も行ってまいります。

このほか、県民生活に不可欠な家庭からの

ごみや産業廃棄物の処理について、各事業者の事業継続体制の確保等にも努めているところでございます。

今後は、感染拡大防止と、地域経済並びに県民生活の維持、この2つの目標の両立に向けた取組が必要になります。環境生活部としましても、関係機関とも連携し、しっかり対応してまいります。

それでは、令和2年度の環境生活部の組織機構について、まず御説明申し上げます。

令和2年度組織機構図及び役付職員名簿の1ページをお願いいたします。資料のほうでございませう。

組織機構図、職員名簿の1ページでございませう。よろしいでしょうか。

当部は、政策審議監の下、環境政策課ほか2課、環境局長、県民生活局長の下に各4課、合わせて本庁11課、出先機関として水俣市にあります環境センターで構成し、職員数は、本庁186名、環境センター4名、合計190名でございませう。

次に、環境生活部関係議案の概要につきまして御説明申し上げます。

今回提出しております議案は、予算関係1件、条例1件、報告2件でございませう。

まず、第1号議案の令和2年度熊本県一般会計補正予算でございませうが、総額800万円余の増額をお願いしております。

その主な内容は、新型コロナウイルス関連で、消費生活相談窓口の強化等に要する経費でございませう。

これによりまして、特別会計を含めた環境生活部の令和2年度の予算総額は、181億8,500万円余となります。

次に、条例議案でございませう。

第12号議案の熊本県部落差別の解消の推進に関する条例の制定については、部落差別の解消を推進することにより部落差別のない社会を実現するため、現行の条例を全部改正し、関係規定について整備するものでございませう。

ませう。

次に、報告でございませう。

報告第1号の令和元年度熊本県一般会計繰越明許費繰越計算書の報告については、水道施設整備事業費など4つの事業につきまして、総額4億7,800万円余を令和2年度へ明許繰越しを行うものでございませう。

また、報告第4号の令和元年度熊本県一般会計事故繰越し繰越計算書の報告については、国立公園満喫プロジェクト推進事業費など2つの事業につきまして、総額2,500万円余を令和2年度へ事故繰越しを行うものでございませう。

以上が今回提出しております議案の概要でございませう。

このほか、その他報告事項としまして、水俣病対策の状況についてなど3件、御報告をいたします。

詳細につきましては、関係課長が御説明いたしますので、御審議のほどどうぞよろしくお願い申し上げます。

○緒方勇二委員長 次に、担当課長から説明をお願いします。

○葉山環境保全課長 環境保全課でございませう。

説明資料の2ページをお願いいたします。

一般会計繰越明許費繰越計算書でございませうが、環境衛生費の水道施設整備事業費3,900万円余を令和2年度へ明許繰越しを行うものでございませう。

繰越理由は、補助事業者において、特注品の入手に時間を要し、工事施工に不測の日数を要したためでございませう。

環境保全課は以上でございませう。よろしく御審議をお願いいたします。

○前田自然保護課長 自然保護課でございませう。

資料の3ページをお願いいたします。

鳥獣保護費についてですが、95万3,000円の増額補正をお願いしております。

一番右の説明欄を御覧ください。

豚熱ウイルスの野生イノシシへの感染状況を把握する目的で、捕獲した野生イノシシから血液を採取し、環境省が指定する研究機関へ送付するものです。

続きまして、1ページおめくりいただきまして、4ページをお願いいたします。

繰越明許費の繰越計算書ですが、上段の国立公園における国際化・老朽化対策等整備交付金事業費は、梅檀轟園地の歩道、橋梁の改修等で1億4,300万円余を繰り越しています。

繰越しの理由ですが、工法検討及び設計、積算に不測の日数を要し、発注が遅れたため繰越しとなったものです。

下段の国立公園満喫プロジェクト推進事業費は、草千里展望所の案内板整備や大観峰園地のトイレ改修等を行うもので、2億7,900万円余を繰り越しております。

こちら、基本計画策定及び設計、積算に不測の日数を要し、発注が遅れたため繰越しとなったものです。

いずれの事業も、年度内完了を予定しております。

引き続き、資料の5ページをお願いいたします。

事故繰越の繰越計算書です。

国立公園満喫プロジェクト推進事業費は、古坊中駐車場のトイレ改修等で2,400万円余の事故繰越となっています。

電気制御盤等の資材確保が困難となり、工事施工に不測の日数を要したため繰越しとなったものです。なお、8月に完了見込みです。

自然保護課は以上です。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○小原循環社会推進課長 循環社会推進課でございます。

資料は、6ページをお願いいたします。

令和元年度繰越明許費繰越計算書でございます。

リサイクル製品等利用促進事業費で1,630万円を計上いたしております。これは、産業廃棄物のリサイクル促進のため、施設整備、研究技術開発に対し補助を行うものでございます。

本件は、補助対象事業者におきまして、廃プラスチックを固形燃料化する施設を設置するために必要な手続に時間を要し、事業進捗が遅れたため、今年度に予算を繰り越すものでございます。

続いて、7ページをお願いいたします。

令和元年度事故繰越し繰越計算書でございます。

リサイクル製品等利用促進事業費で140万円を計上しております。これも、産業廃棄物のリサイクル促進のため、施設整備、研究技術開発に対し補助を行うものです。

本件では、補助対象事業者において、廃プラスチックを粒状のペレット化する施設を設置することとしておりました。年明けに予定しておりました工場内における施設の動作確認や調整を行うことができず、調達に時間を要したため、今年度に予算を繰り越すものでございます。

循環社会推進課は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○田元くらしの安全推進課長 くらしの安全推進課でございます。

説明資料の8ページをお願いいたします。

上段の交通安全対策促進費といたしまして、301万円余の補正をお願いしております。

主な事業といたしまして、1の交通安全推進連盟補助は、熊本県交通安全推進連盟が行

う交通安全運動及び県民に対する交通安全意識啓発、交通安全資機材の購入等に要する経費の補助を行うものでございます。

2の交通安全母の会補助につきましては、交通安全母の会が行う活動に対する補助であり、子供自転車教室等の開催に要する費用や交通安全啓発用ののぼり旗購入費用等でございます。

下段に移りますが、青少年育成費といたしまして、63万円余の補正をお願いしております。

この事業につきましては、熊本県青少年育成県民会議が行う県民フォーラム等の事業活動に要する経費を助成するものでございます。

以上、360万円余をお願いしております。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○枝國消費生活課長 消費生活課でございます。

資料の9ページをお願いいたします。

消費者行政推進費につきまして、397万円余の増額補正をお願いしております。これは、新型コロナウイルス感染症の影響で増加しております消費生活相談に対応するための経費でございます。

今年の2月中旬以降、新型コロナウイルス関連の消費者トラブル相談が増加しており、これまでに約440件の相談が寄せられております。冒頭の部長説明にもありましたとおり、相談内容としましては、旅行や結婚式場等のキャンセル、また、マスクの購入に関しましては、注文していないのにマスクが届いたといった相談などが寄せられております。

相談件数全体としては、昨年同時期の約1.4倍となっており、県民からの御相談にしっかりと対応していくため、消費生活センターの相談窓口の強化を図りたいと考えております。

このため、臨時的に消費生活相談員の増員

を行いますほか、消費生活相談員に助言、指導を行う専門相談アドバイザーや臨床心理士の配置日数の増加、また、消費生活に関する相談会を実施するための経費を計上させていただいております。

消費生活課は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○緒方人権同和政策課長 人権同和政策課であります。

説明資料10ページをお願いいたします。

第12号議案、熊本県部落差別の解消の推進に関する条例の制定についてであります。

内容につきましては、13ページ、条例(案)の概要で御説明させていただきます。

まず、縦1番、改正の趣旨であります。

現在もなお部落差別が存在していること、また、情報化の進展に伴って、現行条例が制定された平成7年とは部落差別に関する状況が変化していること等を踏まえ、平成28年に部落差別の解消の推進に関する法律が制定されたことに鑑み、部落差別のない社会を実現するため、基本理念、県の責務等を定めるものであります。

次に、縦2番、改正の内容であります。

(1)であります。部落差別の解消を推進し、部落差別のない社会を実現することを条例の目的とし、基本理念を定め、県の責務を見直すものであります。

(2)であります。部落差別の解消を推進する具体的な施策として、相談体制の充実、教育及び啓発等に関する規定を追加しております。

(3)であります。結婚及び就職に際しての同和地区への居住に係る調査の規制について、現行条例で対象としている県内事業者には県外事業者を加えるものであります。

(4)その他規定の整理も行っております。

縦3番、施行期日は、公布の日を予定しております。

以上であります。御審議をよろしくお願ひいたします。

○緒方勇二委員長 以上で環境生活部の説明が終了いたしましたので、質疑を受けたいと思います。

なお、質疑は、該当する資料のページ番号、担当課と事業名を述べてからお願いします。

また、質疑を受けた課は、課名を言って、着座のままで説明をしてください。

それでは、質疑はございませんか。

○内野幸喜委員 まず、部長の総括説明の中にありました——これは、人権同和政策課になるんですかね。今回、県内で感染例が報告される中、様々な差別的な発言や扱いなど、不適切な事例が確認されていますというふうにありました。

コロナというのは、やっぱり誰でも感染する可能性はあるんですよね。そうしたときに、やっぱり事実に基づかないことによる偏見や誤解に基づくものというのがたくさんあったと思います。私の地元の有明保健所管内でも2件ありましたけれども、例えば、保育所の問題であったりとか、ごみを焼却するときの問題とか、いろいろやっぱりありました。

そうしたときに、やっぱり県が、今どのような——相談窓口を新たに設置し、関係部局と連携しサポートに当たっていますというふうになっていますけれども、まず、今現在どんなことをやっているのかというのをちょっとお聞かせいただければなと思います。

○緒方人権同和政策課長 御質問の件、まず、県のサポート体制について、概要を御説明いたします。

まず、3月11日に、例えば、感染者とか感染者のその家族とか、関係者の方々をサポート

トするために、サポート電話を設置しました。これが、朝の9時から夕方5時まで、うちの職員を一人一人張りつけて対応しております。

設置しまして、大体215人の方々に、直接その家族とか、あるいは関係者の方々とか、215人の方に、こういうチラシを保健所を経由して差し上げて、もしその人権等の御相談があった場合は御連絡くださいというふうに周知しております。

そのほか、平成14年に、うちは人権センターに人権相談窓口というのがありまして、これは一般の方から人権の相談を受け付けるんですけれども、そういうところでも対応しております。

このほか、先ほど委員がおっしゃったとおり、正しい知識あるいは情報に基づき行動していただくために、例えばホームページとかラジオとかテレビスポット、新聞広告、そのほか「県からのたより」とか、あるいは市町村への周知を行うとか、関係課にお願いして関係団体に周知を行っていく、このような取組もやっております。

以上であります。

○内野幸喜委員 ありがとうございます。いろんな取組をやっているらっしゃるんだと思います。

ただ、私が今回思ったことが2つあって、まず1つは、ここに書いてあります市町村との連携ってあります。それぞれの地域にお住まいの方と一番密接に関係しているのは、やっぱり市町村なんですね。やっぱり市町村の方々が、まあ役場の職員ですね、市役所の職員だったり、そういった方々がやっぱり一番密接にいつも住民の方と接しているわけですから、その市町村との連携というのを、今まさに、コロナが発生していない状況の中で、今後——起こってほしくないんですけれども、第2波、第3波というのが仮に起こるの

であれば、そこをちゃんとやっぱり連絡、連携を取りながら、しっかりとした取組をやっていたきたいというのが1つです。

それともう一つは、やっぱりこれは最近テレビでもよくありましたけれども、ネットにおける誹謗中傷とか、実はやっぱりいろいろあったんですよ。だから、そういったことについては、これは、なかなか県だけではできない部分があると思うんですね。そういったことについて、今どういうふうを考えているのかとか、また、どういうふうに取り組んでいくのかと、ちょっとそこもお聞かせいただければなと思います。

○緒方人権同和政策課長 まず第1点目、市町村との連携なんですけれども、これに関しては、例えば、感染事例が発生した保健所とか、あるいは関係市町村にうちの人権担当の職員を派遣しまして、直接そこで状況を把握する、あるいはどのようなことになっているかということで市町村の御意見もいただくと、このような対応をしてまいりました。また、今後も、それは、発生した場合は続けていこうと思います。

あと、ネットの書き込みについてなんですけれども、さすがにネットの書き込みで、それをやめさせるという決定的な方法はないんですけれども、これにつきましては、先ほども述べました、例えば周知、広報とか、ということで県民の皆さんに、あるいは県外も含むかもしれませんが、正しい情報とか正しい知識を持っていただいて、冷静な判断を呼びかけていくと、そのような方法で対応していきたいと思っております。

以上であります。

○内野幸喜委員 そのネットに関して言うならば、あとやっぱり教育委員会とかとも——実は、この3か月間休校が取られていたものですから、やっぱり家において、例えば、親の目

が届かないところでいろいろネット関係をして、それを一元的に、それだけの情報でいろいろあったという話も聞いてますので、このネットについては、幅広くいろんな——県庁内でもいろんな部にまたがると思いますので、そういったこと取組もやってほしいなというふうに思います。

○緒方勇二委員長 要望でいいですか。

○内野幸喜委員 はい。

それから、引き続きいいですか。

○緒方勇二委員長 はい、どうぞ。

○内野幸喜委員 9ページ、消費生活課ですけれども、今回いろんな相談があっていると。約440件、2月以降ですね。昨年の1.4倍ということですが、いろんな支援策とかもあって、場合によっては、詐欺的なものだったりとか犯罪のようなものもあるかもしれないので、今これについて、警察との連携というのはどうなっているのかなというのをちょっとお聞かせいただければなと思います。

○枝國消費生活課長 消費生活課でございます。

今、内野委員からお話ございましたとおり、様々な御相談が寄せられております。

冒頭の説明にもありましてとおり、今のところ、結婚式場や旅行のキャンセル等、あとはマスクの注文等が一番多いのですが、悪質な事例として寄せられておりますのが数件、県の消費生活センターのほうにも寄せられております。例えば、コロナウイルスに効くとか、コロナウイルスを寄せつけないといいました効果、効能をうたった商品を勧められたとか、あとは、特別定額給付金が始まりました際に、個人情報を入力してくださいという

ふうなSNSが届いたというふうな事例が寄せられております。

このような場合には、県警と連携を図っておりまして、こういうふうな情報が寄せられましたということを県の消費生活センターのほうからもおつながりをしまして、例えば県警のほうですと、ゆっぴー安心メールなども配信されてますので、連携を図りながら、注意喚起をしたほうがよい場合には、お互いに情報共有を図りながら進めているというところでございます。

以上でございます。

○小早川宗弘委員 関連して、この相談窓口の強化というふうなことで、390万円余の補正予算が組まれているところでありましてけれども、この相談員とか、先ほど説明であったように、アドバイザーとかいう方々の人数は、大体どれぐらいの人数を強化しようとしているとかを教えてください。

○枝國消費生活課長 消費生活課でございます。

まず1点目でございますけれども、現在、消費生活相談員13名配置しております。ただ、先ほど御説明いたしましたとおり、昨年同時期の約1.4倍に増えておりますので、1名増加をさせていただきたいというふうに考えております。

件数から考えますと、1名増員することで、ほぼ例年並みの1人当たり相談員が受けます件数になるかというふうに今考えておりますので、当面1名増員で進めさせていただきたいと考えております。

あと、2点目の専門相談アドバイザーの件でございますけれども、今専門相談アドバイザーは、1名、高度な知見や知識を有する方を配置しておりますが、現在のところ、週1回消費生活センターのほうに来ていただいて助言や指導を行っていただいているんです

が、今回の予算を増額いたしまして、週3回に増やさせていただきたいというところで考えているところでございます。

以上でございます。

○小早川宗弘委員 それぞれ相談員が1名増加ということと、アドバイザー、専門員の方が週1回から3回というふうなことで、かなり評価されるんじゃないかなというふうに思います。

これから、やっぱりコロナウイルスの第2波、第3波というふうなことで、来るか来ぬかどうか分かりませんが、第1波は、何かようやく収束しつつあるのかなというふうに思いますけれども、みんながみんなやっぱり第2波とか第3波の不安の中で生活をしていかなければいけない。そして、何か新しい生活様式もつくり出していかなければいけないというふうなことで、そういう不安の中の生活を強いられることとなりますので、この消費者窓口とか、相談がかなりやっぱり多くなっていくというふうに思いますが、しっかりと対応して、先ほど内野先生からもおっしゃられたように、警察の犯罪的な相談だったら警察と連携する、また、先ほど人権の話もありましたけれども、ここにも電話相談窓口があるということで、人権的な何か課題があれば、また人権の皆さん方と、そういう組織と連携するというふうなことで、庁内一体となって取り組んでいただきたいというふうに思います。

以上です。

○緒方勇二委員長 要望でよろしいですね。

ほかにありませんか。

○早田順一委員 8ページですけども、くらしの安全推進課のほうにお尋ねをいたします。

今回、青少年育成費で予算が上げられてお

りますけれども、コロナウイルスの影響で、子供たち、どっちかという中学生、高校生あたりも大分休みが多かったというふうに思います。その間、軽犯罪とかそういうものが増えたのかどうだったのか、それをまずちょっとお尋ねします。

○田元くらしの安全推進課長 ただいま早田先生からお尋ねがありました、コロナの期間中に犯罪等が増えたのかというお話でございますが、県警の刑法犯認知件数、そういったものを見てみますと、減少しているというような形ではございます。

県からも、各市町村の教育担当機関に、コロナの期間中の子供たちの生活具合はどうでしょうということもお尋ねしたりしていましたが、特別問題になっているようなことはないという話を伺っております。

ただ、市町村のほうも、生活指導あるいは見回り、そういったものを継続してやっておられるというように聞いておるところでございます。

以上でございます。

○早田順一委員 先ほどから話が出てますけれども、コロナも、第2波、第3波ということで、また子供たちが休みになったりとかする可能性も考えられますので、こういった県民運動を、子供たちにいろんなお話をされるときは、慎重にといいますか、いろんな事件に巻き込まれないような、そういった話もぜひひしていただければというふうに思っております。よろしくお願ひします。

もう1点、いいですか。

○緒方勇二委員長 はい、どうぞ。

○早田順一委員 3ページの自然保護課にお尋ねしますけれども、豚コレラ、豚熱の感染に係る野生イノシシということで、何かその

イノシシの血液を送るということであったんですが、この予算で何頭分ぐらいを採取して送られるんですか。

○前田自然保護課長 自然保護課でございます。

予算上では、県内全域で50検体を想定しております。

○早田順一委員 昨年が農林水産の委員会におりまして、野生の鳥獣の被害の話が必ず出るんですけども、片や駆除しなきゃいけない、片や自然保護課はどっちかという守らなきゃいけないという、相反する取組なんですけれども、50体ということで——全体が、イノシシの頭数というのがどれだけなのかちょっと分からないんですけども、それぐらいのあれで、大体分かるわけですかね。

○前田自然保護課長 今早田委員おっしゃったように、50体で足りるのかということでございますけれども、これは、もともと環境省のほうから、今まで豚熱が発生していない自治体に、26都道府県に要望があつておりました、国としては、全国で1,500検体ぐらいを考えておりました、それをおおむね割り戻した分を参考にして50体というふうにしております。

○早田順一委員 ちなみに、県内のイノシシの個体数というのは分かるんですか。

○前田自然保護課長 イノシシの個体数については、なかなか難しいところがございます、今各県、各自治体も、国のほうにそういった頭数を出してくださいというふうな要望等を出しております。

ですから、鹿とかは、午後の委員会で申しますが、頭数が出るんですけども、イノシシにつきましては、いわゆる農業被害額が4

億4,000万ほどであると、そのうちの半分の2億2,000万程度がイノシシの被害であると、それを1億5,000万に持っていきこうというのが、有害鳥獣の捕獲というところを今考えております。

○早田順一委員 本来であれば、大体その鳥獣の管理というか、自然保護課ですから、管理計画か何かあるのかちょっと分かりませんが、全体を把握して、いろんなこういう検体を採ったりするのが、果たして多いのか少ないのか、それをやっぱり把握する必要があるんじゃないかなというふうには思うんですけども、まあ国のほうから言われている話でありますので仕方ないんですけども、一度はやっぱり、特にイノシシでは被害が本当に多いものですから、全体を把握して、どういうふうに自然保護課として管理をしていくのか、それをぜひ検討していただきたいというふうに思います。

○緒方勇二委員長 要望でよろしいですかね。

ほかにありませんか。

○前田憲秀委員 内野先生とほとんど重なるので、簡潔にお尋ねをしたいと思うんですけども、私も、部長のお話の中で、不適切な事例が確認をされて、「人権施策を所管する当部としては、その未然防止に向け」というお言葉がありました。

確認ですけれども、具体的には、未然防止というのはどんなことが考えられますか。

○緒方人権同和政策課長 事後に起こった防止と未然防止、未然防止がやっぱり誹謗中傷には大事と思うんですが、これについては、やっぱり正しい情報を県のほうから出して、あと県民の皆さんに冷静な判断とか行動をお願いしていくと、これが未然防止に、

もちろん決定打じゃないんですが、未然防止につながると考えております。

以上であります。

○前田憲秀委員 ぜひ、それはもうがんがん発信していただきたいと思います。

私も、先ほど出たように、保育園の事例で、おじいちゃんが市内で感染者が出たと思われるお店に行ったと、これ、もううわさの段階なんですよ。お孫さんが通う保育園で、お母さん方は今——中高もそうですけれども、LINEでつながるんですよ。学校からの連絡もLINEで行きます。そのLINEで、目に見えないところで、あそこのお孫さんは、どこどこに行った、感染者が出たお店に行ったおじいちゃんのお孫さんとか、本当ささいなことなんでしょうけれども、それで、その親御さんがとっても苦慮された。それは、その相談体制の充実もということだったんですけども、相談に乗ってもらってもなかなか解決に導かれないようなことを聞いております。

1波は収まりましたけれども、専門家に聞けば、2波は来ると。来ないとは言い切れないという話もあります。ですから、この風評被害等については、必ず付き物と言っては悲しいことなんですけれども、何らかの形で未然防止ができればそれにこしたことはないんですけども、未然防止の発信であれば、やり過ぎるぐらいでもいいと思いますので、こんなことは間違いなんだということで、はっきりと発信をしていただきたいというふうに思います。要望です。

○緒方勇二委員長 緒方課長、やはり岩手県知事みたいに、ああいうふうに、しっかり、うちの県の知事も、あれぐらい未然防止の観点から、第2波に備えて、あつてはならぬことが、誹謗中傷が起こりますので、そういう発信をしていただければ随分違うんじゃない

かなと思いますが。

○藤本環境生活部長 ありがとうございます。

この件につきましては、本会議で知事も答弁させていただきましたが、基本的には、感染症への恐れと誤った知識によるものだと考えております。大部分がですね。

うちで把握している事例以上に、もちろんたくさん報道等でもあつてますので、さっき前田委員もおっしゃいましたけれども、保育園での場面とか、会社に出社したときの場面とか、そういった事例が見受けられますので、まず、そういう施設とか事業所で、しっかり未然防止をしていただくということも必要かなと思つてまして、そこについては、例えば福祉とか医療とか教育等の各種団体がありますけれども、その団体とか市町村を通じて、それぞれの所管施設、事業所に、その未然防止、先ほど申しました正しい知識に基づいて正しく判断しましょうとか、あるいは個人情報には特段の配慮をしましょうとか、そういったことを通知してお願いしております。

それから、一般の方々、これはなかなかつかみどころがないんですけれども、それは、やはり周知、啓発しかないと思つてまして、そこは粘り強く、継続的に、県の媒体を使うなどして図っていきたく思つております。

知事も、この件を一番力を入れようと言ひ出したとき、樹心台のときがやっぱりかなり被害があつたものですから、ああいうことがないようにというのが出発点になってますので、そこを踏まえて、しっかり対応していきたく思つております。

○緒方勇二委員長 ほかに質疑はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○緒方勇二委員長 なければ、以上で質疑を

終了します。

それでは、説明員の入替えのために、ここで10分間休憩いたします。

午前10時46分休憩

午前10時53分開議

○緒方勇二委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、商工観光労働部、企業局及び労働委員会事務局の幹部職員の自己紹介をお願いし、その後、議案等の審査を行います。

それでは、商工観光労働部から順に幹部職員の自己紹介をお願いします。

なお、自己紹介は、課長以上については、自席からお願いします。また、審議員及び課長補佐については、お手元にお配りしております説明資料中の役付職員名簿により紹介に代えたいと思います。

それでは、藤井商工観光労働部長から順にお願いします。

（商工観光労働部長、理事～審査調整課長の順に自己紹介）

○緒方勇二委員長 今後、このメンバーで審議を行いますので、よろしく願いいたします。

それでは、付託議案等の審査に入りますが、質疑については、執行部の説明を求めた後に、一括して受けたいと思います。

なお、執行部の説明は、効率よく進めるために、着座のまま簡潔にお願いします。

初めに、商工観光労働部長並びに観光経済交流担当の理事から総括説明を行い、続いて、担当課長から資料に従い順次説明をお願いします。

まず、藤井商工観光労働部長。

○藤井商工観光労働部長 商工観光労働部でございます。

当部の提出議案等につきまして御説明申し上げます。

まずは、説明に先立ち、県内の景気、雇用情勢につきまして、概略を申し述べます。

6月4日に公表されました日銀熊本支店の金融経済概観では、県内景気は、新型コロナウイルス感染症の拡大などの影響により厳しい状況となっており、先行きについても、当面厳しい状態が続くと予想されております。

また、個人消費も減少しており、百貨店等販売額や家電販売額は、前年を下回っている状況です。

雇用情勢につきましては、弱めの動きになっておりまして、本県の有効求人倍率は、4か月連続で低下し、4月は、全国平均と同じ1.32倍でございました。

商工観光労働部としましては、これまで、事業継続に有効な資金繰り対策や雇用調整助成金の活用なども含め、パッケージによる支援を行ってまいりました。

また、事業者の皆様にご利用いただくため、相談窓口である商工団体の体制強化やアドバイザー派遣など、支援体制の充実を図っております。

今後は、事業者の新しい生活様式に合わせたビジネス展開や生産性向上の取組につきまして、国の経済対策も最大限に活用しながら支援してまいります。あわせて、収束期を見据えた取組も行い、県経済への影響の最小化、社会経済活動の回復等に向け、取り組んでまいります。

それでは、資料に沿って御説明します。

まず、組織機構につきまして、10ページをお開きください。

当部は、図にありますように、商工労働局、新産業振興局、観光経済交流局の3局体制の下、本庁8課、出先機関5機関で構成し、職員数は、本庁196名、出先機関100名の合計296名となっております。

今年度の主な組織改正としましては、観光交流分野の体制強化として、国際観光推進室に海外誘客推進班及び海外航路開拓班を、観

光物産課にスポーツ交流推進班を設置しました。

なお、11ページから17ページまでは、当部の役付職員名簿及び事務分掌となっております。

次に、今回提案しております当部の議案等の概要について御説明申し上げます。

予算議案が1件、専決処分議案が2件、追加提案の予算議案が1件、報告関係が2件でございます。

14ページをお開きください。

予算議案については、一般会計で総額25億1,900万円余の増額補正をお願いしております。

その主なものとしましては、企業の事業所等新設、増設による設備投資や新規雇用等に対する補助、県経済の牽引役となるリーディング企業等が行う販路開拓や商品開発などに対する補助、宿泊施設が行う感染症防止対策強化や地元産品活用等への助成等に要する経費でございます。

加えて、別冊になりますが、追号分として、中小・小規模企業の資金繰り支援のため、1,200億円の融資枠を追加することとし、一般会計で総額312億1,900万円余の増額補正をお願いしております。その結果、総額では、3,000億円の融資枠を確保することになります。

また、専決処分議案2件と令和元年度熊本県一般会計繰越明許費繰越計算書外1件について御報告をいたします。

以上が今回提出しております議案等の概要でございますが、寺野理事の総括説明の後、詳細につきましては、関係課長が御説明いたしますので、御審議のほどよろしく願いいたします。

○緒方勇二委員長 次に、寺野理事。

○寺野理事 私から、県内観光における新型

コロナウイルス感染症拡大の影響及び観光、交流を通じた県内経済の回復に対する取組について御説明申し上げます。

まず、観光への影響でございますが、県内主要39の宿泊施設に対して調査を行いましたところ、3月から6月の宿泊者数は、前年同期と比べ約85%減の見込みとなっております。この調査結果を基に、全县ベースで試算しますと、宿泊客減などによる経済的損失額は、514億円を超えるものと推計されます。

現在、国内における新型コロナウイルスの感染状況が落ち着きを見せ、県内のリスクレベルも、6月9日をもって1、注意レベルまで下げられたところでございます。この傾向を維持しつつ、経済的損失を拡大させないように、県内観光客の早期の回復を目指す必要がございます。

そのため、感染拡大防止と観光振興をはじめとする経済活動のベストバランスを目指し、あらゆる場面におきまして、感染拡大防止策が組み込まれた安全、安心な新しい観光への変革を進めていきます。

県内の多くの宿泊施設や飲食店などにおいて、3密を避ける工夫や衛生設備の設置について支援し、安全、安心に裏打ちされた熊本の魅力を全国に発信してまいります。また、いわゆる巣籠もり消費など、消費者のニーズの変化にも確実に対応しながら、積極的な県産品の消費拡大に取り組みます。

あわせて、当面は回復が困難なインバウンドにつきましては、エージェントなどへのSNSによる情報発信やオンライン商談会などにより積極的に関係を深め、来るべき反転攻勢に備えていきます。

現在、知事の発意により、旅行や飲食、買物を楽しみながら、県民の手で地域経済を盛り上げる県民総ぐるみの応援運動に取り組んでおります。この取組によりまして、県民マインドを前向き、外向きにし、県内全体にムーブメントとして波及させていきます。

また、県内の各市町村において、経済回復に向けた取組が開始されておりますが、その動向も踏まえながら、県と市町村が連携した効果的な取組も練り上げてまいりたいと思います。

その上で、夏場から予定されております国の仮称G o T oキャンペーン時には、県内外の観光客で熊本ににぎわいを取り戻しつつ、インバウンド受入れ体制をしっかりと整え、確かな経済の回復につながるよう努めてまいります。

以上でございます。よろしくごお願い申し上げます。

○緒方勇二委員長 次に、担当課長から説明をお願いします。

○増田商工振興金融課長 商工振興金融課でございます。

資料につきましては、6月補正予算、専決処分議案、条例議案が載っている説明資料をお願いいたします。

ページは、15ページをお願いいたします。

6月補正予算として、中小企業振興費で、316万円余の増額をお願いしております。

右側説明欄をお願いいたします。

1の金融対策費として、中小企業金融総合支援事業においては、地方創生臨時交付金充当に伴う財源更正を行うほか、2については、中小企業の指導、支援を行う熊本県商工会連合会等の中小企業団体への補助でございます。

また、3につきましては、軽油引取税の一部を法に基づき行います、熊本県トラック協会への補助の増額補正でございます。

続きまして、16ページをお願いいたします。

令和元年度の繰越明許費繰越計算書でございます。

まず、上段の新型コロナウイルス感染症経

営相談体制強化事業費につきましては、令和2年3月25日の専決処分によりまして、県内の商工団体の相談体制を強化したもので、令和2年度に繰越しをさせていただいております。

また、下段の中小企業等グループ施設復旧整備補助事業費、いわゆるグループ補助金につきましては、国の令和元年度の補正予算で、追加措置に伴いまして予算化を行ったものでございます。公共事業等の影響によりまして、補助申請ができない事業者に対する予算として、全額繰越しを行っております。対象は、13件を予定しております。

次に、17ページをお願いいたします。

令和元年度の事故繰越し繰越計算書でございます。

同じく、グループ補助金につきましては、平成30年度の補正予算で事業費を計上し、令和元年度に明許繰越しを行ったものにつきまして、事業が完成しなかったことなどによりまして、令和2年度への事故繰越でございます。41件を予定しております。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○岡村労働雇用創生課長 労働雇用創生課でございます。

同じく、説明資料の18ページをお願いいたします。

6月補正予算について御説明させていただきます。

上段の労働福祉費について、68万円余の増額補正をお願いしております。

右側説明欄の労働者福祉協議会補助金ですが、これは、労働組合及び労働福祉事業体により設立された団体である熊本県労働者福祉協議会の運営助成に要する経費でございます。

次に、下段の失業対策総務費について、747万円余の増額補正をお願いしております。

す。

説明欄の高年齢者雇用推進事業ですが、これは、県内のシルバー人材センターの指導や支援を行う熊本県シルバー人材センター連合会の運営助成に要する経費でございます。

次に、19ページを御覧ください。

令和元年度に繰越しを行った事業について説明いたします。

上段の技術短期大学学校教育対策事業費は、技術短期大学の保全計画に基づく工事で、自動火災報知設備の更新などの建物の改修工事でございます。

計画当初は、令和元年度前半で設計を、後半から工事を行う予定としておりました。しかし、設計の条件設定などの協議に時間を要した結果、工事が年度内に完了しないことになったため、繰越しを行ったものでございます。

次に、下段の新型コロナウイルス感染症対策雇用維持・確保支援事業費は、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、従業員の雇用維持や雇用確保のために国の雇用調整助成金などの制度利用を考えている県内事業所に対し、社会保険労務士をアドバイザーとして派遣し、各種制度の活用に係る個別相談や申請書類の書き方などを支援するために要する経費です。令和2年3月に専決処分を行い、その全額について繰越しを行ったものでございます。

労働雇用創生課からは以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○大下産業支援課長 産業支援課でございます。

令和2年度6月補正予算について御説明します。

資料の20ページをお願いいたします。

工鉦業振興費でございます。9,794万円余の増額をお願いしております。

主なものを御説明します。

まず、(4)第4次産業革命推進事業につきましては、熊本県地域未来投資促進基本計画に基づきます第4次産業革命関連産業分野における設備投資に対し、地域未来投資促進補助金を活用した補助等、企業のIoT、AI等の先端設備導入促進に要する経費で、4,000万円をお願いしております。

21ページをお願いいたします。

次からは、コロナ対策分でございます。

(5)リーディング企業創出事業につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響からのV字回復を目指し、前向きに事業活動に取り組むことで、地域において高い付加価値を生み出し、県経済の牽引役となるリーディング企業を創出するための企業の成長戦略実現の支援に要する経費で、4,734万円余の増額をお願いしております。

また、(6)サプライチェーン再構築に伴う販路開拓支援事業につきましては、新型コロナウイルス感染症からのV字回復を目指し、生産拠点の国内回帰が進むと同時に、国内におけるサプライチェーンの再構築が進むと見込まれる中、県外大手メーカーでの提案型展示商談会を開催する連携グループに対する助成に要する経費で、180万円をお願いしております。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしく願い申し上げます。

○工藤企業立地課長 企業立地課でございます。

説明資料、おめくりいただき、22ページをお願いいたします。

初めに、上段の中小企業振興費でございますが、1億2,480万円余の増額をお願いしております。

右の説明欄を御覧ください。

これは、産業支援サービス業等集積促進事業として、IT企業、コールセンター等の誘致に関する経費でございます。

次に、下段の工鉱業総務費でございますが、19億8,530万円余の増額をお願いしております。

右の説明欄をお願いいたします。

企業誘致促進対策事業として、3つの事業を計上しております。主なものを御説明いたします。

(2)企業立地促進補助は、誘致企業が事業所等を新設、増設する際の設備投資、新規雇用に対する補助でございます。18億8,720万円余を計上しております。

次に、(3)国際コンテナ利用拡大助成事業ですが、熊本港及び八代港を利用する荷主企業に助成を行い、港の利用拡大を図るための経費でございます。9,510万円余を計上しております。

以上、一般会計の合計で、21億1,020万円余の増額をお願いしております。

企業立地課は以上でございます。御審議のほどよろしく願いいたします。

○脇観光物産課長 観光物産課でございます。

説明資料の23ページをお願いいたします。

まず、商業総務費でございますが、右側の説明欄、物産振興費として、1,171万円余を計上させていただいております。

これは、県物産館が入居しているNTT西日本桜町ビルの解体に伴う県物産館の仮移転に要する経費でございます。

次に、観光費でございます。

右側の説明欄、観光客誘致対策費として、2億7,722万円余を計上させていただいております。

(1)の新規事業、地域観光再生強化事業の観光物産課分についてでございますが、これは、宿泊施設が行う感染防止対策強化や地元産品活用等への助成、デジタル媒体を駆使した観光プロモーションに要する経費、それから観光地域づくり団体が行う着地型旅行商品

の造成などへの助成等に要する経費でございます。

続きまして、(2)の新規事業、外食産業におけるインバウンド需要回復緊急支援事業についてです。

これは、外食事業者が行う衛生管理に必要な換気設備、それから個食スタイルへの変更などの店舗改装等への助成に要する経費でございます。

以上、6月補正予算といたしましては、合計2億8,894万円をお願いしております。

観光物産課は以上でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○府高国際課長 国際課です。

めくっていただきまして、説明資料24ページをお願いいたします。

右の説明欄を御覧ください。

まず、諸費につきまして、159万円余の増額をお願いしております。

1の国際交流推進費は、県民の皆様に国際交流や国際協力の機会を積極的に提供している団体へ補助を行うとともに、関係団体等の会員として積極的に支援を行うものです。

2の国際化環境整備推進費は、本県の国際化施策を展開する民間国際交流団体の中核となる重要な団体である熊本県国際協会の事業実施及び運営に係る補助を行うものです。

次に、観光費につきまして、984万円余の増額をお願いしております。これは、国際課内の国際観光推進室で所管しているものです。

観光客誘致対策費には、(1)各種協会等負担金、(2)地域観光再生強化事業がございます。(1)の各種協会等への負担金につきまして、主なものとしましては、全国及び海外に向けた観光情報の発信を効果的かつ効率的に実施するため、全国及び九州単位で構成されます日本観光振興協会の年会費の負担等になります。

次に、コロナ対策分ですけれども、(2)の地域観光再生強化事業、これは、事態の収束を見据えました準備として、民間事業者等による新たな観光サービスを提供するための観光商品のメニュー開発を支援するものです。

続きまして、下の25ページをお願いいたします。

クルーズ船寄港による経済効果促進事業費は、八代市内へのくまモン像設置など、クルーズ船寄港地としての魅力の向上を図るための事業です。

補助事業者である八代市におきまして、施工箇所の選定等に不測の日数を要したため、1,247万8,691円の繰越しをお願いしております。

国際課は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○梅川商工政策課長 商工政策課でございます。

資料の27ページをお願いいたします。

ここからは、5月1日専決予算の御報告でございます。

商業総務費として、42億6,300万円余を計上しております。

新型コロナウイルス感染症対策に係る施設の使用停止の協力要請に併せまして、中小企業等の経済的痛みを寄り添い、事業継続を後押しするため、県独自の2つの制度を創設しました。

右下の表を御覧ください。

1つ目は、休業要請に応じていただいた事業者の方々に一律10万円を交付する休業要請協力金です。表の右側、縦の網かけ部分で、6,000事業者を見込み、6億円を計上しております。

2つ目は、国の持続化給付金の対象とならない、売上の減少が30%以上、50%未満の事業者の方々を対象とした事業継続支援金です。表の中央、横の網かけ部分で、2万

4,500事業者の申請を見込み、36億円を計上しております。

この支援金は、休業要請の対象となる事業者だけではなく、納入業者や営業時間の短縮をお願いした飲食店などを含め、感染拡大の影響を受けている多くの事業者の方々を幅広く支援するものでございます。

なお、昨日、6月17日時点の数字を申し上げますと、休業要請協力金の申請件数が4,632件、支払い済みの件数が2,921件、また、事業継続支援金の申請件数は255件、支払い済みの件数が25件となっております。

商工政策課は以上でございます。

○増田商工振興金融課長 商工振興金融課でございます。

資料28ページをお願いいたします。

同じく、5月1日の専決処分についてでございます。

中小企業振興費で、5億4,200万円余の増額でございます。

説明欄をお願いいたします。

中小企業金融総合支援事業で、中小企業の資金繰りを支援する制度融資につきまして、国の緊急経済対策に基づき、全国統一の新たな資金を創設しております。

その下に、参考として制度概要を記載しております。

融資限度額が3,000万で、3年間実質無利子と、それから保証料については、免除または2分の1免除されるという内容でございます。また、貸付期間については、10年間で、最大5年間の据置期間を取れるという内容になってございます。

なお、この融資限度額3,000万につきましては、先週12日に成立した国の第2次補正におきまして、4,000万円に拡充をされております。

また、本制度資金におきましては、保証つきの既往債務についても借換えができるとい

う制度になってございます。

今申し上げました②の実質無利子につきましては、国庫を財源として県が行うこととなります。③の保証料の免除につきましては、国が直接行います。

そこで、今回の補正につきましては、今申し上げました②の3年間の実質無利子、これを国庫を財源に県が行うこととなりますので、所要額を計上させていただいております。

次に、29ページをお願いいたします。

債務負担行為の設定でございます。

中小企業対策融資利子助成として、今申し上げました利子の助成につきましては、3年間行う必要がございますので、債務負担行為の追加をさせていただいたものでございます。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○岡村労働雇用創生課長 労働雇用創生課でございます。

同じく、説明資料30ページをお願いいたします。

5月1日の専決処分ですが、失業対策総務費として、2,512万円余の増額補正をお願いしております。

これは、先ほど繰越事業の際に説明しました新型コロナウイルス感染症対策雇用維持・確保支援事業です。3月にも専決をしておりましたが、助成金等に関する相談が増加し、速やかに追加で予算措置を行う必要があったことから、専決をさせていただいたものです。

労働雇用創生課からは以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○増田商工振興金融課長 商工振興金融課でございます。

資料の32ページをお願いいたします。

5月20日の専決処分についてでございます。

上段、商業総務費で、9,000万円余の増額補正でございます。

説明欄をお願いいたします。

商店街新型コロナウイルス感染症対策支援事業としまして、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、来街者が減少している商店街の取組を、国の緊急経済対策の予算を活用して支援するものでございます。

商店街が一体となって事業継続を図るため、そこに記載のような感染拡大防止やにぎわい回復に向けた各商店街の実情に応じた取組を事態の収束前から積極的に実施いただけるよう、専決処分を行わせていただいております。

次に、下段、中小企業振興費で、78億8,000万円の増額補正でございます。

中小企業金融総合支援事業として、融資枠1,500億円に対しまして、5月上旬までの融資実績が1,100億円になったことから、融資枠を300億円追加することに伴う金融機関への預託金、それから利子助成に要する経費を計上させていただいたものでございます。

次に、33ページをお願いいたします。

債務負担行為の変更でございます。

融資枠300億円の追加に伴い、利子助成に係る債務負担行為の変更をさせていただいたものでございます。

5月20日の専決処分に係る説明は以上でございます。御審議のほどよろしく願いいたします。

○岡村労働雇用創生課長 労働雇用創生課でございます。

同じく、説明資料の34ページをお願いいたします。

5月20日の専決処分について御説明させていただきます。

上段の労政総務費について、1,831万円余

の増額補正をお願いしております。

説明欄の(1)テレワーク推進体制強化事業は、中小企業等のテレワーク導入に向け、民間団体やテレワーク関連企業と連携し、相談体制を強化するために要する経費でございます。

次に、(2)のしごと相談・支援センター体制強化事業は、ハローワークと県が仕事に関するワンストップサービスとして、離職者や在職者向けの就労支援に取り組んでいるくまじョブ内の熊本県しごと相談・支援センターに新型コロナウイルス緊急相談窓口を設置し、また、従来の対面等による相談に加え、オンライン相談及び日、祝日の相談対応を実施する体制強化に要する経費でございます。

下段の失業対策総務費ですが、201万円余の増額補正をお願いしております。

説明欄のジョブカフェ関連事業は、ヤングハローワーク等と熊本県雇用環境整備協会と共同で運営しております若者向けの就職支援を行っているジョブカフェくまもとに、学生や若年者からの就職相談や指導などに従事するカウンセラーを1名増員し、相談体制を強化するために要する経費でございます。

労働雇用創生課からは以上でございます。御審議のほどよろしく願いいたします。

○増田商工振興金融課長 商工振興金融課でございます。

恐れ入りますが、別冊の補正予算関係(追号)の資料をお願いいたします。

2ページをお願いいたします。

まず、先ほど説明申し上げました2件の専決処分も含め、4月の臨時議会後の経過につきまして御説明をいたします。

困みの下に、参考として記載をさせていただいております。

まず、4月の臨時会におきまして、融資枠900億円を追加するために必要な予算を御承認いただき、その結果、融資枠を1,500億円

まで拡充をしております。

次に、先ほど御説明しましたとおり、5月1日に、国の緊急経済対策による全国統一の新たな資金を創設しております。

次に、5月20日には、5月上旬までの実績を踏まえ、融資枠300億円を追加し、この時点で、熊本地震時と同規模の融資枠となっております。

そして、今回、5月末までの融資実績が約1,500億円実行されていることも踏まえまして、今後の資金需要に適切に対応するために、融資枠1,200億円の追加に必要な予算をお願いすることとしたものでございます。

その2ページについてでございますが、補正予算として、中小企業振興費で、312億1,000万円余の増額をお願いしております。

説明欄をお願いいたします。

中小企業金融総合支援事業として、融資枠を1,200億円追加するために必要な金融機関への預託金及び利子助成に要する経費でございます。

次に、3ページをお願いいたします。

債務負担行為の変更でございます。

中小企業対策融資利子助成として、融資枠1,200億円の追加に伴い、利子助成に係る債務負担行為の変更をお願いするものでございます。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○緒方勇二委員長 次に、企業局長から総括説明を行い、続いて、担当課長から資料に従い説明をお願いします。

藤本企業局長。

○藤本企業局長 企業局の事業概要について御説明申し上げます。

現在、企業局では、地方公営企業として、電気、工業用水道及び有料駐車場の3つの事業を運営しております。本年度からは、新た

に策定した第5期となる経営基本計画である経営戦略2020に基づき、各事業に取り組んでおります。

10年間の戦略目標として、経営基盤、組織を強化した全事業の黒字化、県政の課題解決に向け新規事業に挑戦及び剰余金の一部を地域貢献として県民に還元等の3つを掲げております。新たに外部評価を取り入れるなど、客観性を高めた上で、PDCAサイクルを回しながら進めていくことにしております。

現在の組織につきましては、お手元の資料18ページを御覧ください。役付職員名簿のほうでございます。

本庁は、総務経営課と工務課の2課、出先は、県庁のそばにあります発電総合管理所と苓北町にあります都呂々ダム管理事務所の2か所で、総職員数57名の体制で業務を行っております。

さて、新型コロナウイルス感染症に関しては、電気、工業用水で直接業務を担当している部署で感染者が生じた場合でも、その他の部署による応援体制をあらかじめ構築しておくことで、業務を継続できるよう体制を整えており、供給面での影響は出ておりません。

有料駐車場事業では、指定管理者が感染拡大防止策を講じているものの、4月、5月の利用台数は、前年同月に比べて、それぞれ6割減と大きく落ち込んでいます。これまでのところ、県への納付金の減免等の相談はなく、企業局の経営への影響は生じておりません。

3事業の現在の状況ですが、電気事業で取り組んでいます主力4発電所のリニューアル事業は、市房発電所の工事が完了し、4月から第二発電所、5月から第一発電所の営業運転を開始しました。一方、緑川発電所は、先月から発電を停止し、現地工事に着手をいたしました。

工業用水道事業では、有明と八代工水において、来年度のコンセッション導入に向け、

現在、手続を進めています。

有料駐車場事業では、来年度の指定管理者の更新に向けた手続に取り組んでまいります。

本定例会では、地方公営企業法に基づく令和元年度予算の繰越報告をさせていただきます。

報告内容につきましては、この後、総務経営課長から説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願いたします。

○緒方勇二委員長 次に、担当課長から説明をお願いします。

○永松総務経営課長 総務経営課です。

企業局の令和元年度予算の繰越しに関し、3件御報告させていただきます。

説明資料の35ページをお願いいたします。

電気事業の建設改良費の繰越しです。

7事業、合計で22億6,800万円余となっております。上から5つ目までは、市房、緑川両発電所のリニューアル工事に関するもの、残りの2事業は、荒瀬ダム撤去関連工事に関するものです。

繰越理由は、現地の施工条件見直しによる設計変更が2件、入札不調が3件、関係機関との協議に不測の日数が生じたものが1件、関連する工事の繰越しに伴うものが1件です。

次に、36ページをお願いいたします。

電気事業における事故繰越に係る報告です。

4事業、合計で7,800万円余となります。

地方公営企業法では、先ほどの建設改良費以外の修繕工事や委託費などの経費を繰越しする場合、全て事故繰越として取り扱います。

上から3つ目までは、先ほど説明しました市房発電所のリニューアル工事に伴う塗装工事や設備の撤去、PR動画制作となっております。

最下段の地元振興支援事業交付金は、発電所リニューアル工事を行っている施設所在3町村に対する地域振興のための財政支援です。そのうち、美里町において、新型コロナウイルス感染症の影響で町発注の備品の納入が遅延し、事業を繰り越したことが要因であります。

最後に、下の37ページをお願いします。

工業用水道事業の建設改良費の繰越しです。

2事業、合計で2億6,900万円余となります。有明と苓北工水において、国の2次補正予算の対象事業として補助採択を受けた設備更新工事となります。

国の内示が2月となり、必要な工期が確保できなかったため繰り越しております。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いたします。

○緒方勇二委員長 以上で執行部の説明が終わりましたので、各部局を一括して質疑を受けたいと思います。

なお、質疑は、該当する資料のページ番号、担当課と事業名を述べてからお願いします。

また、質疑を受けた課は、課名を言って、着座のままで説明をしてください。

それでは、質疑はございませんか。

○内野幸喜委員 まず、部長の総括説明、それから寺野理事の総括説明にも、当面厳しい状態が続くと予想されておりますと。寺野理事のほうでは、510億円を超えるものと推計されますと。本当、非常にこれからの予想も、軒並みやっぱり厳しい予想が出ています。

特に、この510億円のほうですね。ちょっとこちらのほうを聞きたいんですけども、これは、観光だけに限定した金額ということなんですかね。

○寺野理事 観光客が宿泊に使うお金ですから——土産物に使われるお金、交通費、いわゆる観光関連の経費を観光統計から拾い出した数字です。

○内野幸喜委員 じゃあ、これは、観光に限った形が510億円ということであるならば、もっと本来は、経済的な影響額というのは大きいということになるわけですね。その辺の数値というのは、ある程度出ますかね。どうですか。観光のみならず、県経済への影響額というのは。

○寺野理事 これは観光関連の……。

○内野幸喜委員 観光だけということですね。観光関連ということでしょう。

○寺野理事 産業も……。

○内野幸喜委員 そうです。というのはどうなんですか。

○藤井商工観光労働部長 一番最初に影響が出始めたのが、観光、宿泊、飲食でございました。それ以降、製造業などにも及んできております。そういった影響額というのは、かなり影響が大きいものと推計されますが、そういったものを数字で把握しているのはございません。

ただ、国の指標あたり見ましても、影響額、それぞれの分野で出ておまして、先日、私が本会議で答弁させていただきましたけれども、農林水産業その他の分野まで含めますと、かなりの額に及んでいるんだろうということは推計されます。

○内野幸喜委員 これから観光客も減るということですけども、まあこれから多分減つ

ていくと思うんですが、熊本県では、今年大きな、全国から多くの人々が来熊するようなイベントとかということも予定されていた部分もあるんですね。これが、例えば商工会であれば、全国大会も熊本県で開催予定と。今これがどうなっているのかというのは私はちょっと分からないですけども、それとMICE事業であるとか、そういったのも、軒並み中止であるとか延期とか今後の状況を見守るとか、そういった部分ってたくさんあるんですね。また、もっと言えば、熊本県というのは、熊本市内にホテルの建設も幾つかこれから計画されていました。こういう状況で、今後そのホテル建設はどうなるのかと。そうしたら、今度は、それを請け負っていた企業とか、そういったところで本当幅広く影響って出てるんですね。

だから、一度、この観光だけにとどまらず、まずはどれぐらいの損失が出るのか、出てるのかということも、ちょっと調べてほしいなというふうに思います。

さっきのそのイベントとかというのは、どういうように把握していますか。大きな、MICE的なイベントというのは、商工会の青年部の全国大会もあるというふうに聞いてたんですが、その辺とかも含めて、何かそういう中止とか延期とか、何か把握しているものがあれば教えていただければと思います。

○協観光物産課長 観光物産課です。

随時いろんな情報は入ってまいります、まだ様子見というところもありまして、大体夏頃までのイベントが、おおむね中止の方向にあるやに伺っております。秋以降については、多分これからの状況を見ながら開催の是非を検討されるということになりますので、引き続き、アンテナを立てて情報の収集を図っていきたいというふうに思っております。

○増田商工振興金融課長 商工振興金融課で

ございます。

今商工会のお話も出ましたので、御参考までにお知らせをしておきたいと思いますが、全国大会につきましては、随時こちらのほうで情報をお聞きしております。

ただ、全国レベルの事務局でもまだ明確な方針が示されていないというような状況もございまして、まだ実行されるのか中止されるのかというのは、正確には決まってないと受けております。

以上です。

○内野幸喜委員 いずれにしろ、これからもまだこのコロナ関連の影響というのは出てくると思うんです。そうしたときに、県では、融資枠が3,000億までということで、今回も追号で出てます。そうした形で、とにかく何とか今のこの状況下を県経済で乗り越えられるような施策というのは、どんどん積極的にやっていかなければならないと思っておりますので、そういう点では、しっかりと今後も取組をお願いしたいというように思います。

○早田順一委員 2点ちょっとお尋ねします。

国際課と産業支援課、企業立地課だと思えますが、まず国際課のほうにお尋ねしますが、24ページですね。

思えば、去年の今頃というのは、本当に国際スポーツ大会でみんなが盛り上がり、インバウンド、外国人の方の受入れを非常に熱心に、職員の皆さんされていたというふうに思っておりますけれども、年が明けて、まさかこのような事態になるとは誰も予測がつかなかった。今日もですかね——その外国人の観光客99.9%減、全国で1,700人しか入ってきてないということでもありますけれども、先ほど寺野理事のほうから、総括説明の中で、当面は回復が困難なインバウンドについてということでお話があったけれども、本

当に、今国際課として何をすべきか、その下積みと申しますか、種まきをどういったことをしていくのか、このことがやっぱり今後の熊本県の国際交流、いろんなインバウンドにしても経済にしても、重要な、一番今考えられる時期じゃないかなというように思っております。

そこで、一応ここにはSNSとかオンライン商談等とか、積極的に関係を深めというふうに書いてありますけれども、具体的にどういうアタックをされているのか、その点をちょっとまず聞かせてください。

○川岸国際観光推進室長 インバウンドの具体的な今の取組についてですが、人の交流がまず今できませんので、私たちも大変苦労しております。

それで、寺野理事の冒頭の説明にもございましたように、SNSを使った情報発信とかオンライン商談会、これは、昨年まで、いろんな旅行代理店ですとかあるいは航空会社の幹部、そういった方たちとつながりが非常にできております。今回、コロナでこのつながりを途絶えさせるのが一番次につながらないというふうに考えておりますので、まずはつながり続けることが一番大事というふうに思っています。

それで、5月からは、早速、知事から、今まで交流があった人たちに親書を直接発送していただいて、来るべき時が来たときは、熊本をぜひ、熊本は、県民として歓迎しますというような親書を発送していただいております。

それに合わせて、事務方では、オンラインのテレビ会議を使って、先方の担当者であるとか責任者との商談会を定期的に、頻繁にやっております。

新たな観光素材、例えば熊本城の新しい情報とか、そういった魅力も引き続きSNS上でも発信しながらつながり続け、それとつな

がりを深めるような取組を今やっているところですよ。

以上です。

○早田順一委員 知事も自らそうやって指示を出されているということで、少し安心はしましたけれども、例えば、今までの国とのつながりももちろん大事でありますけれども、恐らく全国的にも、都道府県がどうやって戦略を今後考えていこうとか、そういうのをしっかり今から種まきをしていかなきゃいかぬということで取り組んでいかれるというふうに思いますけれども、私も、常日頃から、ASEAN諸国、人口が伸びている地域、経済が伸びている地域、やっぱり伸びている国と付き合いしていくほうが、経済的にも熊本県のためになるんじゃないかなというふうに申し上げているんですけども、そういったこれまでのつながり、また、プラスアルファできそうなところも、積極的に戦略を立てて、ぜひやっていただきたいというふうに思います。これは要望です。

それともう1点が、企業立地かな、テレビに出とんなったのは工藤課長だったですかね。出とんなはったですね。

さっきのサプライチェーン、国内回帰への支援ということで、補助率を倍にして取り組むということで、非常にいいことだというふうに思っております。

ただ、コロナウイルスの影響で、テレワークでの仕事、そういったものが増えてきて、全国的にもそういう企業誘致というのが恐らく奪い合いといいますか——になってくるんじゃないかなと思います。全体的に見れば、東京一極集中、これを和らげるには、本当にいいタイミングじゃないかなというふうに思っておりますけれども、そういった働きかけ、企業立地課としてのこれからの戦略というのをちょっと聞かせてください。

○工藤企業立地課長 企業立地課でございます。

企業立地課としましては、2つのことを考えております。1つ目が、委員からありましたとおり、今国のほうで国内回帰、製造業等をはじめとしたサプライチェーンの回復のための国内回帰を進めるための政策をしております。

本県としましては、日本に帰ってくるようであれば、ぜひ熊本にというふうなことで、通常の投資に対する補助率を、期間限定でございますが、倍にして誘致を図っていきいたいというふうなのが1点でございます。

それからもう1点、今コロナ関係で、東京のほうでは、テレワーク等々による仕事がなされております。先般、東京の企業さんが熊本にのほうに拠点を設けたいというふうなことで表明されましたとおり、東京でないといけない仕事が徐々になくなりつつあるのかなというふうなことで、オフィス等の熊本への誘致を進めていきいたいというふうに思っております。

これらにつきましては、東京事務所あるいは大阪事務所と連携しながら、今もメールですとか電話ですとかテレビ会議等々をしながらコンタクトを取っておりますので、こういった活動を続けていきいたいというふうに思っております。

以上でございます。

○早田順一委員 知事がいつもおっしゃっている知の集積、研究所、そっち関係はどうですか。

○工藤企業立地課長 先ほどのIT企業等につきましては、近年、県内の増加を担っております。例えば、昨年度は、10件を超えるIT企業の県内誘致を実施しております。今年度も、先ほど言いました研究開発拠点を熊本にというふうなことを表明されましたもので

すから、熊本の価値というのは徐々に上がってきているのかなというふうに思っていますので、ますます私どもとしても力を入れていきたい分野だというふうに思っております。

○早田順一委員 いろんな企業にアタックしていくといいですか、話を持っていくときに、出先機関、福岡事務所とか大阪事務所、東京事務所、さっき何か組織を見よったら、東京事務所が入ってないんですね。東京事務所は総務なんですかね。（「企画」と呼ぶ者あり）企画に入るわけですね。ここには入らぬわけですね。でも、ちゃんとそういった企業誘致とか、そういうのは積極的にされているわけですね。で、よろしいですかね。

○工藤企業立地課長 所属は企画でございますけれども、東京事務所の中にくまもとビジネス推進課というふうな企業誘致を専門に扱う課を設けておまして、そことの連携を図っております。

○早田順一委員 分かりました。

○緒方勇二委員長 ほかにございませんか。

○城戸淳委員 お疲れでございます。

27ページですけれども、商業総務費のところで、休業要請協力金、これと売上げの30から50減少した事業継続支援金ということで、これは、本当に私も会社を経営しているので非常にありがたいなということと、いろんな方にお聞きすると、こういうのがあって申し込みましたよとかいうのがあります。

その一方で、実は、企業が休業するとき、休業手当を払わなければいけないんですよ。休業手当というのは、給料の60%ということでやっぱりなっていると思うんですけれども、そういう中で、休業手当を払ってない企業、中小企業、実は結構あると聞いてま

す。本当は払わなければいけないんですけれども、特にアルバイトさんとかパートさんにも払うあればあると思うんですけれども、その中で、例えば従業員さんに、普通だったら60%払うのを5万円とか払っていらっしゃる企業もあると。まあ、ブラック企業あたりを見れば、非常にこの辺がどうなのかなと思うので、熊本の中の中小企業の中で、そういう実態はどうかのかがまず質問の1つと。

それと、この休業手当を払わない方に、今度国が第2次補正で新型コロナ対応の休業支援金というのを恐らく打ち出されております。これは、7月末から何か開始されるというのを聞いておりますけれども、これは基本的に、会社に直接払うんじゃなくて、従業員さんとかパートさんが直接国に申し込めるメニューになっているとちょっと聞いておりますけれども、このメニューは、どういう概要なのかをちょっと分かればお聞きしたいと思いますけれども、よろしいですか。

○岡村労働雇用創生課長 労働雇用創生課でございます。

企業の休業手当の支払いということだと思いますけれども、従業員を休ませた場合には休業手当を払うということになるんですが、それに対して、雇用調整助成金というのがありまして、休業させた場合は、雇用調整助成金が事業主に、後日ですけれども、助成されるという制度になっております。

こちらについては、上限額も1万5,000円に引き上げられたりとか、あるいは解雇を行ってない中小企業は10分の10手当ををされると。まあ自己負担がないというところなので、企業さんにとっては使いやすくなっているのかなと思うので、ぜひここは活用していただければと思っているところです。

ただ、何らかの事情でその従業員さんが休業手当をもらえないという、そういう方もいらっしゃると思いますので、委員さつきおつ

しゃったように、今般、国のほうでは、従業員さんが直接労働局、ハローワークに申請したら、従業員に直接交付できるような、そういう助成金も制度化をされております。

ただ、詳細については、まだ具体的にはなっておらないんですけども、休業手当を受けることができない労働者に対する新たな給付制度という形になって、これは、もちろん雇用調整助成金と同様、雇用保険の対象である被保険者のみならず、雇用保険の被保険者でない労働者、パートさんとかアルバイトさんとか雇用保険にかたっていない、そういう方も対象になっているという、その予定では伺っております。

休業前賃金の80%、これは、月額で言いますと大体上限が33万円と想定されておるんですけども、これを休業実績に応じて支給することを想定されておるといふふうには聞いております。

今のところは、まだそこまでの情報ですので、詳細な制度については、これからだと思っております。

以上でございます。

○城戸淳委員 雇用調整助成金に対しては、ほとんど企業が申込みもされて——ただ使い勝手が悪いと。それと、まずはやっぱり給料を払ってから、後から国からその企業に入るといふことで、もう目の前にお金がない、そういうところは申し込んでないという方がいらっしゃるというのも聞いております。

そういう中で、先ほどの、直接個人に支払うという部分のこういうメニューが、やっぱり、私が思うに、雇用調整助成金も最初ずっと独り歩きしよったんですよね。そして、これは、申し込んででも何か時間がかかるとか申し込みにくいとか、例えば、労務士さんに、ちょっとこれは個人じゃできないと、そういう情報がずっと来て、結構時間がかかって、緊迫な状況のところの企業は、本当にどうし

たらいいのかというのが本音だったと思うんですよ。

こういう国のメニューは、ある程度決定したら、やっぱり県内でもいろいろ告知を早めにしていただいて、そしてそういう企業に勤めたりする従業員、パートさんを救っていくのはやっぱり情報網ですので、これは早めに情報をお願いしたいと思います。

以上でございます。

○内野幸喜委員 関連で、せっかくこの27ページのが出たので、ちょっと事業継続支援金、これは、専決で非常にありがたい施策だと思うんですが、ただ、今、申請件数255件、支払い済みが25件と。仮に、マックス、全支払い先が法人だとして、5,000万ですね。申請件数が255件、これが全て法人だとしても5億1,000万ぐらいですね、5億ちょっと。ということは、36億あって、30億が残っているわけですよ。

以前、私、課長にもちょっと話したと思うんですが、国のほうの持続化給付金が5割以上減少ということで、これは、30から50。今は3割減だけど、今後、第2波、第3波が来たときに、5割以上減少するかもしれないからということで申請を控えられている方がいらっしゃるんですよ。仮に、申請して受け取ったとした後で返金しないといけないと。そういったこともあって、申請している方が少ないというように私は思ってるんですね。

例えば、これ、やっぱり200万と20万、100万と10万と。10倍違うんですね。売上げが49%減りましたと。法人は20万、50%減ったところは200万なんですね。だから、例えば、今この30億からまだ——仮にですよ、全ての法人で255件審査して全て支払ったとしても30億は残るわけですね、現段階ですよ。だから、例えば、40%から50%については、20万を40万とか、個人であれば10万を20万とか、ちょっとやっぱりそういうふうにしたほ

うが、より使い勝手がいい制度になるんじゃないかなと思うんですね。

やっぱり大きいんですよ、20万と200万、100万と10万というのはですね。そこはどうかというんですか。その辺は、今後検討の余地があるのかどうかということですね。そこをちょっとお聞かせいただければなと思います。

○梅川商工政策課長 商工政策課でございます。

今内野委員御指摘のとおり、現状では、事業継続支援金につきましては、申請件数はかなり少ない状況でございます。見込んでいた件数の1%ちょっとという状況でございます。

ただ、国の持続化給付金も同様ですが、申請期間を来年の1月15日までというふうにしております。御指摘のとおり、今後、第2波、第3波の懸念もございまして、国の持続化給付金と県の事業継続支援金は、重複受給はできないような設定にしておりますので、模様眺めといいますか、毎月毎月の売上げの状況を見ながら、前年同月と比較する対象月を、今年の1月から12月までは、対象月として設定できるようになっておりますので、その辺の状況を見ながら申請するかどうかを検討されている事業者さんも多いのではないかなというふうに思っております。

この事業内容の見直しについてですが、今日の時点で私から具体的なことは申し上げられませんけれども、国の2次補正も通りまして、臨時交付金も追加で交付される見込みになってまいりましたので、そういった財源の裏づけができそうな状況も見えてまいります。

それと、県内の様々な事業者の方が、内野委員御指摘のとおり、かなりやっぱりコロナの影響で苦しんでおられて、何とか事業継続いただきたいという思いは私ども持っておりますので、どういった支援を、どういった対

象の方に講じていったほうがいいのかというのは、様々な観点から検討していきたいというふうに思っております。

以上です。

○内野幸喜委員 今申請の1%なんですね。

○梅川商工政策課長 1%です。

○内野幸喜委員 想定の1%ってことですよ。大体こういう支援金というのは、やっぱり結構申請数って多くなるんですね、本来は。やっぱりこれは少ないというのは、さっき言ったように、50%と、30から50の減少幅でこれだけやっぱり違うというのが、その大きな要因だと思うんです。

だから、私は、今のままいっても、この36億円予算を計上してはいますがけれども、もし残るようであれば、ちょっと段階的に多少要件を変えていくというのも一つの手かなと。これが、結果として、県内事業者の方にとっては、事業継続がよりしやすくなることにつながるのであれば、そういったこともやっぱり考えていくべきじゃないかなと思いますので、そこは、ぜひ今後の検討課題として、常に持つといていただければなというように思います。これは要望で。

○前田憲秀委員 私も、今の27ページのところなんですけど、この右下の四角囲みの中に、最大30万円って書いてありますでしょ。これは、この協力金の10万の企業というのは、特措法の中でも比較的強い協力要請をしたところが対象ですよ。そこは、ほとんど国の持続化給付金なんですよ。だから、この10万と最大20万足して30万というパッケージは、ちょっと、先ほど内野委員から言われたように、ずれているんじゃないかなと思います。

もちろん、私も、事業継続支援金の増額も一つ検討をお願いしたいんですけども、私

は、逆にこの協力金の額も、今から増やすのはあれでしょうから、対象者を増やして、段階的に減額するなりすれば、県民の見方というのは大分違うんじゃないかなと思うんです。この10万、協力金が来ると聞いたけど、私のところは対象じゃないんだという——結構ありますよ。額は6,000件ほど見込んで、4,600件の今申請があっているということですからけれども、そこもしっかり、もう一回見てみれば、額はあれかもしれませんが、より多くの県民の方、事業者さんが対象になるんじゃないかなという気がしますので、そのところもぜひ検討いただければと思います。

○梅川商工政策課長 商工政策課でございます。御意見ありがとうございます。

先ほど、内野委員の御質問にもお答えしましたとおり、今後の事業者支援の在り方については、幅広い観点から、協力金や支援金の拡充も含めて検討してまいりたいと思います。よろしく申し上げます。

○島田稔委員 2点ほどお尋ねしたいと思うんですが、まず1点は、23ページ、観光物産課、国際課ですか。

地域観光再生強化事業ということで、これは、ホテル、旅館が中心になると思うんですが、民泊が何か除外されている、包括されていないというふうに聞き及んでおりますけれども、なぜ民泊が入れないのか、ちょっとお尋ねしたいと思うんですけれども。

○脇観光物産課長 今回の事業は、中小事業者を対象にしてやらせていただく事業なんですけれども、今回、旅館業法を取得して、いわゆる衛生施設とか調理施設、そういったものに投資を加えて、かつ従業員等を雇用されているというところ、そういったところがやっぱりホテル、旅館に集中しているわけでござ

いますが、そちらのほうが非常にやっぱり影響が大きいというところもございまして、今回は、旅館、ホテルを対象にさせていただいたというところでございます。

○島田稔委員 関係者によれば、ハンドボールでもラグビーでも我々は協力したんだと。で、県内で登録されているのは、59施設だそうです。したがって、そう従業員も多くないわけですから、そういった面では、一緒に入れてやって、そしてやっぱり支援してやったほうが、私は個人的にはいいのかなと思ってますけれども、ぜひこれは検討いただければというふうに思っておりますので、よろしく。

また、GoToキャンペーンで、若干夏場から変わってくると思いますので、そこでも御検討をお願いしたいというふうに思います。

あわせて、もう1件お尋ねをします。

27ページの商工政策課ですけれども、県独自の事業継続支援金、これは、法人の支給額が20万、個人で10万と。国の給付金は、前年同月比で50%以上の売上減少を条件としているのに対して、県は30から50ということで、まあ補完するやつかなというふうに思ってます。

そういった中で、昨日テレビの報道番組を見たんですが、現在、国の持続化給付金の申請が、203万件だそうですね。そして、もう既に支給済みが151万件で、75%ぐらい達成しているというのが、昨日テレビであっておりました。

そういった中で、ちょっと私が見解を聞きたいんですが、私も選挙区が荒尾市なものですから、梨農家が110軒ぐらいあるんですね、荒尾市に。それで、梨農家の方から、複数相談が僕にありました。それで、関係者の方がかなりの数で申請を上げると、国に。それで、もう既に給付いただいた方がい

らっしゃるそうです。これは、もうストレー  
トに個人から国にオンラインで行きますの  
で、数としては分かりませんが、そういった  
中で、その方は、皆さんされているんでどげ  
ん思いますかという相談ですよ。私も即座に  
ちょっと答えることができなかつたので、国  
なりあるいは県の考え方をちょっとお聞きし  
たほうがいいかなと。

あわせて、調べてみたら、個人で100万頂  
いた場合は、まあ不正受給とみなされた場合  
は、20%ペナルティーが科せられる。そし  
て、3日ほど前、参議院の農林水産委員  
会で、こういった不正受給にまつわるのが単  
発的にあった場合はどうするのかというこ  
とで、何か会計検査院の方が、それは後日  
きちっと調べますと、こういうふうなやり  
取りもあつてみたいで——これが、梨の  
場合は、基本的に秋口に収穫をする。年が  
明ければ次の秋の収穫に向けて準備に入る。  
3月末から4月上旬が花粉づきなんです  
ね。それで、4月ないし5月は割方暇で、  
5月末から、今現在もそうなんでしょう  
けれども、袋がけをやっていくと、これ  
が、毎年のパターンなんですよね。そう  
いった中で、前年と比較して4月、5月、  
そういった状況の中で、申請ができるの  
かあるいは給付がもらえるのか、そこ  
ら辺の県の見解というか、ちょっとお尋  
ねしたいと思います。

○梅川商工政策課長 商工政策課でござい  
ます。

県の事業継続支援金にも関連いたします  
ので、商工政策課からお答えさせていただきます。

まず、国の持続化給付金ですけれども、  
島田委員御指摘のとおり、手続上、県を  
通るわけではございませんので、申請内  
容を県が知ることはできませんし、不正  
受給かどうかという点についても、県  
のほうでは判断できない状況でござい  
ます。個別の事案が不正受給

に当たるのかそうでないのかというのは、  
内容次第で、国のほうで判断されること  
だと思っております。

ただ、一般論として申し上げますと、  
国の持続化給付金ですけれども、感染  
症拡大により、営業自粛等により特に  
大きな影響を受ける事業者に対して  
給付されるものでございます。この  
給付金の趣旨を考えますと、感染  
症拡大の影響を受けていないにもか  
かわらず受給した事例があるとす  
れば、不適切ではないかというふう  
に思います。

県の事業継続支援金につきましても、  
国の持続化給付金と同様に、コロ  
ナの影響により事業収入が減少  
した事業者の方を支援するもので  
ございますので、不正受給と言  
われるような事例が生じないよう  
に、疑義があれば、電話で確認  
をするなどしまして、適正な予  
算執行に努めてまいりたいという  
ふうに考えております。

以上です。

○島田稔委員 新聞に載つとつたん  
ですが、日本郵便とかかんぽ生命、  
これは、不正の営業をやつたとい  
うことで自粛しとつた。ちょうど  
前年度に比べればかなり営業手  
当がつかぬものだから、それで  
申請して、会社命令で、もうそ  
れはやめとけということで、何  
かほとんどの方が取り下げた  
というような話も出ておりました。

特に、今回の場合は、スピーディー  
にやれということで、そこら辺  
がおざなりになつとる部分があ  
ると思うんですよ。したがつて、  
そういうことであれば、後々の  
国のチェックも必要なんです  
が、確定申告等によってその  
受給が正当なものであるかどう  
かを事後的に確認する必要がある  
んじゃないかなというふうに  
個人的には思つてますけれども、  
110軒、その中の複数の方から  
ちょっと御相談があつて、私は、  
地元のことでですから——仮に、  
さっき申し上げたように、ペナル

ティーが20%つきますよ。そうなると、100万頂いた方が、120万今度はお返しして、そしてまた追徴というか、延滞料等なんかも発生すれば大変だなと、そんなふうに感じたものだから、ちょっと質問したところです。ありがとうございます。

以上です。

○内野幸喜委員 ちょっと数字の訂正で——国の給付金が200万、県が20万なので、数字がごっちゃになって、さっき支払い済みが25件、最大で500万ってことですね。で、申請数が255件、これが、県で、最大で、全て法人でやったとしても5,100万ってことですね。ちょっとさっき5億1,000万、それから5,000万って言いましたけれども、5,100万、それと500万ですね。ということは、35億以上、今のままだったらまだ予算が消化できないということになりますので、より一層そういったことを検討していただければなと思います。すみません、数字が間違っていました。

以上です。

○小早川宗弘委員 すみません、島田先生から指摘があった23ページの件ですけれども、この観光客誘致対策費ということで、マル新って書いてあつてですね。地域観光再生強化事業、これは2億4,500万。この中で、この宿泊施設の感染防止対策とか、デジタルプロモーションだとか、あるいは観光地域づくり団体が行う着地型旅行商品をやるんですか。これは、4つの事業があつて、ちょっとこのところを少し詳しく教えてください。どういったことをやるのか。

○脇観光物産課長 観光物産課です。

この地域観光再生強化事業は、全体で5つで実は構成をされておりまして、1つが、委員御指摘のとおり、宿泊施設が実施するよう

な感染防止対策の強化とか地産地消のメニューを開発する、こういった取組に対して、私どもが最大で100万、小さいところで10万、これは、収容人数に合わせてでございますけれども、こちらのほうからそのかかる経費の一部助成をするというところが1つです。

それから、デジタルマーケティングということで、これは、国内外に向けて、私どもの観光の情報、それから今の現況とかこういったものを広くアピールするためにウェブ上で行うような広告手段というところになります。

それから3つ目が、民間事業者が行う新たなサービス、このコロナ禍において、非常にお客様のニーズとか消費行動が変わってきておりますので、そういったものに準じて新しい観光サービスをつくろうというような事業者に対して、私どもが、その経費にかかる一部を補助させていただくというのがございます。

それからもう一つが、旅行商品の造成、ここにも書いてございますけれども、これが、どちらかといいますと、地域の観光団体等が地域の皆様と一緒に観光客を誘客するための旅行商品づくり、こちらにかかる経費の一部、こちらも助成をさせていただく予定にしております。

それと最後に、これもちょっと新聞報道とかもありましたけれども、阿蘇地域において、顔認証システムを使って、今ちょうどコロナ禍でもありますので、非常にクローズアップされておるんですが、非接触型の決済基盤、予約管理システムみたいな、こういったものが導入できないかなということで、今年度は、このシステム開発経費の一部をこの予算の中に包含をさせていただいているところでございます。その5つでございます。

以上でございます。

○小早川宗弘委員 非常に、こういうコロナ

禍の中で、観光業が、先ほどからもずっと、部長の総括説明の中にもありますけれども、内野先生だとか早田先生からも御指摘があったように、大打撃を受けているというふうなことでありますので、こういったやっぱり地道な活動を、地元の観光業をつくり上げていくんだということが非常にこれから大切ではないかなというふうに思いますので、このベストバランスですかね、感染拡大防止という視点、それからこの経済活動のベストバランスというものを保ちながら、ぜひこういったことをしっかりとやっぱりやっていただきたいというふうに思います。

最近、テレビでいろいろ見とっと、いろんなところ、あしたからいよいよ県をまたいだ移動ができるというふうな話で、テレビでも、京都とか和歌山とかいろんなところでいよいよ観光再生に向けた取組があつているというふうな報道がなされておまして、これからは、ある部分、この熊本をどんどん売っていかんばいけぬ時期じゃないか、観光客を取り込んでいくと、地域間競争もしていかなければいけないというふうなことを感じておりますので、できるだけ早くこういう対策を、あるいはプロモーションでも、熊本を売っていくというふうな観光づくりを行っていただきたいと思います。

以上です。

○前田憲秀委員 すみません、1点だけ。

30ページの雇用調整助成金に関してなんですが、先ほど課長から御紹介もあったように、1万5,000円に引き上げられて、9月まで。そして、たしか4月1日まで遡って対象になると。企業のほうの方からは、とってもありがたいという話は聞いております。

ただ、その反面、私も、さっき寺野理事からお話があつたように、宿泊施設、ホテルを数件回らせていただいて、ここでは85%減ということですが、私がお邪魔したとき

は、やっぱり9割減です。そのうち、インバウンドの割合が多いところは、もう売上げの見込みはやっぱりほとんど立たないと。そんな中でも、この雇調金を使って従業員を何とかとめていきますという話がありました。

その中で、社会保険料の話が出たんですよ。雇用調整助成金で何とか人件費賄っておりますけれども、社会保険の企業負担というのは、延納は可能なんですけれども、これは後々払わないといけない、今の制度では。減免じゃないと。ということで、9月まで延長になってありがたいんですが、それ以降もこの社会保険料の企業負担は、やっぱりたまっていく一方なんですという話があつたんですけども、これは所管の厚労省になるんでしょうけれども、そういったのは、県として何か把握というか、調査の中でされているものなんですかね。

○岡村労働雇用創生課長 労働雇用創生課でございます。

社会保険料についての把握は、申し訳ございませんが、ちょっと把握はできてないところなんですけれども、確かに委員おっしゃったように、支払いの猶予とか、そういう制度はあつておるといふふうに承知しております。国民健康保険とかであれば、市町村の窓口のほうにとか、厚生年金ならそれぞれの会社とか年金事務所とかいうところが相談機関になっていると思うんですけれども、全体についての把握がちょっとできておりません。申し訳ございません。

○前田憲秀委員 企業側としては、やっぱりそういう切なる思いがあるように聞いてます。寺野理事からも、新しい観光という項目がありました。特に、新しい生活様式をということで、行政は、今県民の皆さん方に発信をしているわけなので、今までの例にとられない何らかの支援策をやはり検討すべきじ

やないかなと思います。

先ほどからあるように、観光物産課でいろんな新メニューがありますけれども、やはりコロナ対策に何かお金を使うときの助成だとか、どうもやっぱり——ありがたいことなんですけれども、今までの概念から脱していないような気もするんですよね。今までにない、特に私が今言うのは、いわゆるホテル業界、宿泊業界は、これは死活問題だと思います。最初に言いましたように、売上げの見通しはまずゼロです。ということは、やはり県民総ぐるみでどこどこ施設に泊まりに行きましょうというような動きも必要なのかもしれないし、何らかの形で、そういう具体的に——各企業さんがやっぱり悩んでいるというのは的確に把握をしてほしいなという思い、強く要望させていただきます。

藤井部長、寺野理事の重厚な商工観光労働部体制ですので、今までにないような施策をばんと打ち出していきたいというふうに思います。

要望で終わります。

○緒方勇二委員長 ほかにありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○緒方勇二委員長 なければ、以上で質疑を終了します。

ここで、昼食のため休憩いたします。

再開は1時15分といたします。

午後0時16分休憩

午後1時12分開議

○緒方勇二委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまから、本委員会に付託されました議案第1号、第3号、第4号、第12号及び第22号について、一括して採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○緒方勇二委員長 御異議なしと認め、一括

して採決いたします。

議案第1号外4件について、原案のとおり可決または承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○緒方勇二委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第1号外4件は、原案のとおり可決または承認することに決定いたしました。

次に、今回付託された請第14号及び15号を議題といたします。

請第14号及び15号については、内容が全く同じですので、執行部から一括して状況の説明をお願いします。

○枝國消費生活課長 消費生活課でございます。

請第14号及び請第15号、地方消費者行政に対する財政支援の継続・拡充を求める意見書の提出を求める請願について御説明いたします。

地方消費者行政に対する国の財政措置として、平成29年度まで交付されていた交付金は、その対象を消費生活相談に係る相談員の人件費や運営費、また、消費者教育、啓発など、幅広い事業を対象としておりました。ところが、平成30年度に交付金制度の見直しをなされ、新たな交付金が創設されましたが、この新たな交付金の対象は、例えば若年者への消費者教育の推進など、国として取り組むべき重要消費者政策に限定されており、消費生活相談員の人件費など、地方公共団体が必要とする基盤的経費は対象とされておられません。

また、従来型の交付金も維持はされましたが、この交付金の今年度の国の予算額は、平成29年度からの削減率が4割を超える大幅な減額となっており、全国的に大きな影響が生じております。

本県におきましても、県及び市町村の要望

額に対する充足率が約80%にとどまり、各種事業の廃止や縮小をせざるを得ない事態となっております。

執行部といたしましても、地方公共団体が必要とする事業を行うためには、今後も国の交付金の十分な予算措置が不可欠と考えております。

説明は以上でございます。

○緒方勇二委員長 ただいまの説明に関して質疑はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○緒方勇二委員長 なければ、これで質疑を終了いたします。

次に、採決に入ります。

請第14号及び15号については、いかがいたしましょうか。

（「採択」と呼ぶ者あり）

○緒方勇二委員長 採択という意見がありますので、採択についてお諮りいたします。

請第14号及び15号を採択とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○緒方勇二委員長 御異議なしと認めます。よって、請第14号及び15号は、採択とすることに決定いたしました。

ただいま採択を決定いたしました請第14号及び15号は、国に対して意見書を提出してもらいたいという請願であります。

そこで、意見書(案)について、事務局から配付させます。

（意見書(案)配付）

○緒方勇二委員長 今配付いたしました意見書(案)は、請願書の請願の趣旨、理由とほとんど内容は変わらないようではありますが、この案のとおりでよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○緒方勇二委員長 御異議なしと認め、この意見書(案)により議長宛てに提出することに決定いたしました。

次に、今回付託された請第16号を議題といたします。

請第16号について、執行部から状況の説明をお願いします。

○枝國消費生活課長 消費生活課でございます。

請第16号、消費者自立のための生活再生総合支援事業の継続を求める請願について御説明いたします。

この事業は、多重債務者など生活再生の支援が必要な方々に対しまして、債務整理から生活再生までの一貫した支援を行うことを特徴としております。

具体的には、御相談を受け、生活再生に向けた家計診断や生活指導を行い、また、必要に応じて法律専門家による債務整理等の支援や債務整理に伴う臨時的な生活資金の貸付けを行っております。平成22年度から、グリーンコープ生活協同組合くまもとに委託して実施しております。

これまで10年間の事業実績といたしましては、新規相談件数が約6,600件、貸付件数が約650件、貸付額は2億6,900万円余となっております。

また、新型コロナウイルス感染症の発生以降、感染症の影響による収入減などの相談が寄せられており、これらの方々への生活再生支援も実施しております。

執行部といたしましても、本事業は、多重債務者はもとより、被災者の方々の生活再生の支援に効果を上げており、非常に重要な事業と考えております。

説明は以上でございます。

○緒方勇二委員長 ただいまの説明に関して質疑はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○緒方勇二委員長 なければ、これで質疑を終了いたします。

次に、採決に入ります。

請第16号については、いかがいたしましょうか。

（「採択」と呼ぶ者あり）

○緒方勇二委員長 採択という意見がありますので、採択についてお諮りいたします。

請第16号を採択とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○緒方勇二委員長 御異議なしと認めます。よって、請第16号は、採択とすることに決定いたしました。

次に、請第17号を議題といたします。

請第17号について、執行部からの状況の説明をお願いします。

○岡村労働雇用創生課長 労働雇用創生課でございます。

請第17号、コロナ禍を乗り越えるために最低賃金の大幅引き上げと全国一律制度求める請願について御説明いたします。

請願の裏面、2ページ目の請願項目を御覧ください。

項目の1は、コロナ禍を乗り越え、地方で安心して暮らすため、政府及び関係機関に意見書を提出することを求める請願であり、1の(1)の1つ目、アは、中小企業に対する大企業による優越的地位の濫用、代金の買いたたきや支払い遅延等をなくすため、関係法を改正すること。

イは、最低賃金を引き上げるための中小企業支援策を抜本的に拡充することなどです。

(2)では、最低賃金の改善内容として、最低生活費を満たす金額とし、できる限り早期に全国最低800円を確保し、2020年までに全国平均1,000円を目指すという政府との合意事項を達成し、他の先進国並みの最低賃金額を目指すこと。全国一律最低賃金制度の確立等、地域間格差を縮小させるための施策を進めること。最低賃金関係の審議会や専門部会

の公開性を高めること。非正規労働者が意見陳述する機会を必ず設けることが要望されています。

また、(3)最低賃金違反を根絶するため、労働基準監督官を大幅増員し、監督行政の強化を図ることも要望項目となっています。

項目の2は、県として、最低賃金引上げのための中小企業支援策をさらに拡充することも要望されています。

執行部からは、現在の本県の経済、雇用の状況について御説明いたします。

新型コロナウイルス感染症拡大については、特に中小、小規模事業者は大きく影響を受けており、県内のコロナ関連の企業倒産は、5月28日時点で2件、加えて2件が破産手続申立て準備中、また、解雇や雇い止めは、5月22日の76人から、6月12日の313人へと急増しております。そうした中で、中小企業等は、まずは事業の継続と雇用の維持に向けての取組を行われております。

県としても、資金繰りや事業継続、雇用継続のため、様々な中小企業支援に努めている状況です。

説明は以上でございます。

○緒方勇二委員長 ただいまの説明に関して質疑はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○緒方勇二委員長 なければ、これで質疑を終了いたします。

次に、採決に入ります。

請第17号については、いかがいたしましょうか。

（「不採択」と呼ぶ者あり）

○緒方勇二委員長 不採択という意見がありますので、不採択についてお諮りいたします。

請第17号を不採択とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○緒方勇二委員長 御異議なしと認めます。よって、請第17号は、不採択とすることに決定いたしました。

次に、閉会中の継続審査事件についてお諮りいたします。

議事次第に記載の事項について、閉会中も継続審査することを議長に申し出ることとしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○緒方勇二委員長 異議なしと認め、そのように取り計らいます。

次に、その他に入ります。

執行部から報告の申出が3件あっております。

まず、報告について執行部の説明を求めた後、一括して質疑を受けたいと思います。

それでは、坂野水俣病審査課長から順次報告をお願いします。

○坂野水俣病審査課長 水俣病審査課でございます。

お手元の資料の経済環境常任委員会報告事項、環境生活部の冊子の1ページをお願いいたします。

水俣病対策の状況につきまして、水俣病の認定業務の状況及び係争中の裁判等について御説明をいたします。

まず、1の(1)認定審査の状況でございますが、上段の表に記載のとおり、28年度以降、認定審査会を4年間で23回開催をしております。今年1月までに1,159件の審査を完了したところでございます。

一方、3月に予定されておりました認定審査会が新型コロナウイルスの影響により開催が延期されたため、復旧・復興4か年戦略に掲げました4年間で1,200件の目標には届かなかったところでございます。

今後、新型コロナウイルスへの感染防止を徹底した上で、申請者の個別事情に十分配慮しながら、丁寧に審査を進めてまいります。

次に、(2)の認定申請の状況でございますが、中段の表に記載のとおり、未決定の申請件数は、平成28年度末の1,146件から令和元年度末の419件に減少しているところでございます。

続きまして、2の係争中の裁判の状況についてでございます。

現在、熊本県が被告となっている係争中の裁判につきましては、国家賠償等請求訴訟が6件、本県の棄却決定の取消しと認定義務づけを求める行政訴訟が2件、合計8件となっております。

このうち、今年2月に東京高裁で判決言渡しのありました国賠訴訟1件と、3月に福岡高裁のほうで判決言渡しのありました国賠訴訟1件につきましては、いずれも原告側が、国、県側勝訴の判決を不服としまして、上告手続を行っているところでございます。

裏面の2ページに、その一覧を記載をしております。

いずれの訴訟におきましても、司法の場で、県としての主張、立証を行い、適切に対応してまいります。

水俣病審査課からの説明は以上でございます。

○波村環境政策課長 環境政策課でございます。

2ページ目の3、JNC株式会社の令和元年度決算の概要について説明いたします。

JNCの令和元年度決算は、主力の液晶材料等事業において、中国メーカーとの競争激化や米中貿易摩擦等による輸出減に伴い販売が低調となったことなどから、経常利益は、前年度を下回る約32億円となりました。

これは、目標額である53億円を下回る額ではありますが、水俣病患者補償金の支払いについては、確実に遂行されることとなっております。

3ページ目と4ページ目の参考資料は、J

NCの決算確定を受け、金融支援抜本策のルールに基づく令和2年度の支援措置額に関するものでございます。ポイントのみ説明させていただきます。

まず、3ページ目の参考1の図を御覧ください。

右側が今年度のJNCの経常利益の配分図でございます。

国と県が参画するチッソ金融支援連絡会議において申し合わせましたルールに基づき、患者補償費、租税公課、無利子化相当額を除きました本年度のチッソからの公的債務の返済額の見込みは、中ほどの黒い部分でございますが、約1.3億円となる見込みでございます。詳細は、4ページの参考2の図で説明させていただきます。

4ページを御覧ください。

金融支援措置の仕組みを図に表したものでございます。

図の右側に記載しております①の経常利益32.1億円から患者補償、租税公課、無利子化相当額を除いた額が⑥の二重線で囲んでいる部分でございますが、これが、公的債務における可能な範囲での返済ということで、先ほど申し上げました公的債務の返済見込み額約1.3億円でございます。

この1.3億円と国と県で申し合わせたルールに基づき、左側の二重線で囲った部分でございますが、(ア)の本年度の患者県債の償還額約5.4億円との差額が約4億円でございますが、図の中ほどで点線で囲んでおりますこれがチッソ返済額の不足額でございます。

この不足額4億円につきましては、金融支援抜本策により、8割の④3.2億円が国庫補助金から、2割の③8,000万円が特別県債で手当てすることとされています。

なお、この特別県債につきましては、元利償還金について100%の交付税措置がなされております。

図の左下の3つの県債でございますが、平

成7年度の一時金県債、特別県債、平成22年度の一時金県債につきましては、支払い猶予等で、チッソまたは財団からの返済がまだ始まっていないため、県として、令和元年度に償還すべき分を一般会計から繰り出して返済するものでございます。なお、この繰出金につきましても、大部分は交付税措置がなされているところでございます。

今回においても、水俣病患者補償の支払いに支障を来すことはございませんでしたが、国とともに、引き続きチッソの経営状況をしっかりと注視しながら、原因企業であるチッソに対し、水俣病問題の責任の遂行を求めていくこととしております。

以上でございます。

○葉山環境保全課長 環境保全課でございます。

5ページをお願いいたします。

水俣湾環境対策基本方針に基づく水俣湾の環境調査結果及び水俣湾埋立地の点検・調査結果について御説明いたします。

1の水俣湾の水質等の水銀調査結果でございます。

(1)の調査の趣旨のとおり、平成13年に策定した水俣湾環境対策基本方針に基づき、中長期的視点から、水俣湾の環境状況を把握するために毎年実施しているものでございます。

令和元年度の結果は、(3)のとおり、水質、地下水共に総水銀は検出されておられません。また、底質も、暫定除去基準値を下回っております。さらに、魚類調査につきましても、水銀の暫定的規制値を下回っております。

(4)の今後の対応ですが、今年度も、引き続き同様の調査を実施する予定としております。

次に、6ページをお願いします。

2の水俣湾埋立地の点検・調査結果につい

て御説明いたします。

これは、港湾課、都市計画課が担当しております、(1)の点検、調査の趣旨のとおり、水俣湾環境対策基本方針に基づき、埋立地の安全性の確認と必要な補修の把握を目的として、毎年実施しているものでございます。

令和元年度の結果は、(3)のとおり、アの埋立護岸前面海域及び埋立地内地下水の水質調査では、総水銀は検出されておられません。イの地盤調査では、異常な沈下及び陥没は見られませんでした。ウの構造物変状調査でも、構造に影響を及ぼすような変状等は見られませんでした。

今年度も、同様の点検と調査が予定されております。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○前田自然保護課長 自然保護課でございます。

資料7ページを御覧ください。

熊本県における鹿の推定生息頭数の調査結果について御報告します。

まず、1、調査の趣旨ですが、現行の第12次鳥獣保護管理事業計画書の中で、計画の期間内に県内のニホンジカの推定生息頭数を調査するもので、昨年度に実施したものです。

次に、2、調査期間・方法ですが、期間が令和元年10月1日から令和2年3月13日まで。方法として、ふん粒調査に加え、捕獲頭数、被害情報、目撃情報を基に生息頭数を推定する階層ベイズ法により実施しました。

3、調査結果につきましては、表に地域ごとに記載しております。

前回の平成26年度調査から、3万頭程度増加しているという結果になっております。地域ごとでは、阿蘇、八代、球磨、芦北で増加するとともに、天草地域でも初めて生息が確認されるなど、生息域の拡大も確認されてお

ります。

裏面を御覧ください。

4、増加の要因でございますが、2点ほど考えられます。

まず、年間の捕獲頭数が、平成30年度に初めて2万頭を超えるなど、狩猟者の皆さんの頑張りはあるものの、繁殖のペースが捕獲のペースを上回っているので増加していると考えられます。

次に、調査方法が、環境省等で用いられている階層ベイズ法を採用することにより、ふん粒調査に加え、捕獲頭数、被害情報などを算定因子として考慮することから、ふん粒法より一般的に数値が高くなる傾向にあります。

5、今後の対応としては、熊本県農林水産業被害対策プロジェクトによる庁内横断的な連携のほか、市町村等の関係団体ともさらなる連携を図り、捕獲及び狩猟者の育成、確保、環境整備等、総合的な対策の強化を図ってまいります。

あわせて、国に対しまして、捕獲補助金の増額等、対策に必要な予算の確保につきましても、引き続き求めてまいります。

説明は以上です。よろしく願いいたします。

○緒方勇二委員長 報告が終了しましたので、質疑を受けたいと思います。質疑はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○緒方勇二委員長 なければ、これで報告に対する質疑を終了いたします。

最後に、その他に入りますが、本日は、3密を防ぐため出席職員を限定しておりますので、この場で回答できない場合は、後日、文書等で回答させていただくことといたしますので、御理解と御協力をよろしくお願いいたします。

それでは、委員の先生方から何かありませ

んか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○緒方勇二委員長 なければ、以上で本日の議題は終了いたしました。

最後に、要望書等が6件提出されておりますので、参考としてお手元に写しを配付しております。

以上で本日の議題は全て終了いたしました。

それでは、これをもちまして第3回経済環境常任委員会を閉会いたします。

午後1時36分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する。

経済環境常任委員会委員長